

令和2年3月

## 中札内村議会定例会会議録

令和2年3月3日（火曜日）

### ◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

### ◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
中札内	山澤康宏君	総務課	渡辺大輔君
消防署長		課長補佐	
産業課	氏家佑介君		
課長補佐			

### ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

## ◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所掌事務調査
日程第6		村政・教育行政執行状況報告
日程第7		令和2年度村政・教育行政・農業委員会執行方針
日程第8	決議案第1号	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議
日程第9	承認第1号	令和元年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第10	議案第2号	中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について
日程第11	議案第3号	第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第4号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第5号	中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第6号	中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第7号	中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第8号	中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第9号	中札内村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第10号	中札内村営農用水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第11号	中札内村文化創造センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第12号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第21	議案第13号	工事請負契約の変更について
日程第22	議案第14号	令和元年度中札内村一般会計補正予算について
日程第23	議案第15号	令和元年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第24	議案第16号	令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第25	議案第17号	令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第 2 6	議案第 1 8 号	令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 2 7	議案第 1 9 号	令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

## ◎開会宣告

**○議長（中井康雄君）** おはようございます。

それでは、ただいまより、3月の定例会を開会したいと思いますけれども、それぞれ、今回のウィルスの関係で、マスクを付けての議会となります。

お聞き苦しい点、また、しゃべりづらい点あると思いますけれども、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

また、それぞれ、質問、答弁等も簡略化して、なるべくスピーディーに執り行いたい、そんなふうに思っておりますので、一つよろしく協力していただきたいと思います。

それから、1時間に1回は、やっぱり換気が必要ということもございまして、1時間に1回は休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（中井康雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番中西議員と3番黒田議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

**○議長（中井康雄君）** 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

**○議会運営委員会委員長（宮部修一君）** おはようございます。

令和2年中札内村議会3月定例会について、2月25日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容を報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

まず、会期につきましては、本日から12日までの10日間であります。

今定例会への村長提案は、承認が1件、議案が24件であり、承認は、令和元年度一般会計補正予算の専決処分についてであり、議案については、規約の変更が1件、条例の一部改正が9件、協定の変更が1件、工事請負契約の変更が1件、一般会計及び特別会計の補正予算が6件、令和2年度各会計予算に係る審査が6件となっており、そのほか、村政及び教育行政執行状況報告と令和2年度村政、教育行政並びに農業委員会執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、決議案、諸般の報告、所掌事務調査通知であります。

なお、意見書・請願等では、陳情2件が提出されていますが、資料配布といたしました。  
承認1件、議案24件のうち、議案第1号から議案第18号までの18件については、初日の本会議での審議としてください。

令和2年度一般会計及び特別会計予算案6件の審議にあたっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いいたします。

なお、新年度各会計予算案等は、3月10日から12日までの3日間での審議としてください。

また、9日に予定していました一般質問は、新型コロナウイルス感染予防のため、各議員が通告を見送ったことにより、実施しませんのでよろしくをお願いいたします。

以上、協議内容についての、ご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。  
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの10日間に決定いたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了承願います。

### ◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にします。

局長の説明をお願いいたします。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書について、ご説明いたします。

今後1年間の閉会中における、委員会活動について議長に通知するものですが、事項は議会運営委員会の所掌事務調査であり、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は委員4名で、期間は1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所掌事務調査として、通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中に所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定しました。

## ◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長(中井康雄君) 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに新型コロナウイルス感染症への対応などについて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は世界各地において感染が拡大し、道内においても2月14日に感染者の確認が発表されました。

その後も感染者の報告が相次ぎ、道内で拡大の兆しが出てきたことから、2月21日に村ホームページに予防方法や、一定の症状がある場合の対応方法と連絡先を掲載するとともに、25日には村職員に対し、予防等に関する周知を行いました。

また、同日午後から課長等連絡会議を開催し、対策等に関する情報を共有するとともに、情報無線にて感染予防及び診療所の受診について、注意喚起を行ってきたところであります。

しかしながら、27日午後には北海道十勝総合振興局から、きらきら保育園の在籍園児が、新型コロナウイルス検査の結果、陽性と判明、管内指定医療機関において入院治療中である旨の連絡がありました。

これを受けて、同日、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げるとともに、防災情報無線とメール配信の臨時連絡で村民の皆さまにお知らせし、北海道から提供された情報をもとに、新型コロナウイルス感染者の発生に係る記者会見を実施し、保育園については、2月28日から3月7日まで休園としたところであります。

また、北海道知事の要請を受けて2月27日～3月4日までの1週間、小・中学校の臨時休校と放課後児童クラブの閉所処置を行っておりましたが、小・中学校の臨時休校については、国等の要請を受けて3月24日まで延長することとしたところであります。

さらに、当面、村主催の各種行事の開催を中止したほか、職員の公務出張や研修参加などの自粛、村民の皆さまに対しましては、多くの方々が利用する施設の文化創造センター、村民体育館、交流の杜など6施設について、2月29日から3月16日まで休館するとともに、新型コロナウイルス感染に対する予防の徹底を周知しております。

今後も、国や道の動向や要請を踏まえ、感染拡大の防止と収束に向けた取り組みを強化するとともに、村民の皆さまへの適切な情報の提供に努力してまいります。

それでは、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について、ジュニアワールド

カップスピードスケート女子1, 500メートル出場及び全国高等学校スケート選手権大会で女子1, 000メートル、女子2, 000メートルリレー、女子チームパシュートレースで優勝し3冠を達成した真野美咲さんをはじめ、全国高等学校スケート選手権大会男子500メートルで準優勝した大島颯己さん、全日本ジュニアスピードスケート選手権大会チームスプリントで第3位を獲得された北嶋紫乃さんを表彰いたしました。

職員研修では、コンプライアンスの本質を理解するため、1月30日にコンプライアンス研修を開催し、54名の職員が参加いたしました。

研修においては、コンプライアンスが法令遵守だけではなく、広く社会的な要請にも応えていく活動であることを再認識するとともに、コンプライアンス違反を起こしたときに、法的制裁にとどまらず、無限大の社会的制裁まで発展するリスクについて、事例を通じて学びました。

職員の防災に対する組織力向上を図るため、2月20日、農村環境改善センターにおいて、更別村と共催で大雨による洪水災害を想定し、気象庁などから提供される気象情報等を適切に使い、的確な時期に、体制の強化や避難の判断が実施できるように研修する気象防災ワークショップを帯広測候所と釧路地方気象台の協力により、中札内村12名、更別村9名の計21名の職員が参加のもと実施いたしました。

消防団についてであります、1月6日に地域の防火意識の高揚及び1年間の無火災祈願、永年勤続表彰伝達など、中札内村消防団出初式を消防団長以下49名が参加し実施しております。

また、1月31日に団員10名の参加により普通救命講習を実施しております。

企画財政グループについてですが、ふるさと納税については、村内事業者の協力による返礼品の充実により、現時点で寄附額は6億7,000万円を超え、前年度実績の10倍以上となっております。

今後も、返礼品の充実や情報発信に努め、ふるさと納税制度を通じた中札内村、中札内村産品のPRに努めてまいります。

地方創生の関係では、令和2年度から5年間で取り組む人口減少対策の具体策を盛り込んだ第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、中札内村らしさを特徴づける「日本で最も美しい村」をまちづくりの柱とし、安心して子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、活力あふれる魅力的な地域づくりを進め、施策の継続性と実効性を高めていきます。

景観の取り組みについては、2月18日に景観まちづくり委員と役場課長職との景観懇談会を行い、他の自治体と比較した村の景観の良さなどについて意見交換を行いました。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

国民年金関係では、今年60歳、65歳とされる皆さんを対象に、昨年12月14日、帯広年金事務所職員を講師に招き、年金制度の説明会を開催しております。

有害鳥獣対策関係では、2月9日、十勝振興局保健環境部職員等を講師として、アライグマ対策講習会を開催し、アライグマ被害の現況や生態、実際の捕獲技術等についての研修を実施しております。

農業関係者など10名の参加がありました。

狂犬病等予防対策関係では、今年度からエキノコックス駆除事業を実施しておりますが、5月から10月にかけて駆虫薬を毎月1,000個ほど散布してまいりました。

散布前の5月の調査では、人への感染源となる虫卵は排出されていないものの、エキノコックスに感染している抗原陽性のものが、83検体中33検体、39.8%でしたが、散布

後10月の調査では、94検体中19検体、19.1%と半減しております。

また、エキノコックスに感染しており、さらに人への感染源となる虫卵が排出されている虫卵陽性のものは、散布前に16検体19.3%でしたが、散布後には3検体3.2%と激減しております。

衛生関係では、十勝圏複合事務組合による一般廃棄物新中間処理施設整備に向け、十勝19市町村による「新中間処理施設整備検討会議」及び学識経験者からなる「新中間処理施設整備検討有識者会議」において検討してまいりました「新中間処理施設整備基本構想」の原案について、十勝圏複合事務組合では、12月20日から1月20日までパブリックコメントを募集するとともに、管内6カ所において住民説明会を実施しております。

多くの意見をいただいたことから、追加の調査を行いながら、よりよい施設整備に取り組んでいきたいとの説明を受けております。

労働者雇用対策ですが、冬期雇用特別対策事業は、季節労働者の皆さんを対象に募集を行った結果、5名を雇用し、2月3日から保安林の雑木処理などに従事していただきました。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、年末の燃料販売価格に応じて、12月定例会において追加補正を行いました福祉灯油事業は、非課税である高齢者世帯・障がい者世帯など248世帯を対象として、1万5,000円分の灯油購入券または共通商品券の支給を1月17日に完了しております。

中札内村商工会へ販売業務委託を行い進める福祉プレミアム付商品券事業は、11月末までの申請受付を終了し、これまで394人の方に引換券を発送しており、2月中旬で297人が5回の分割または一括により商品券を購入されております。

次に、保健グループについてですが、本村においても、昨年12月ごろより感染者が増加した季節性インフルエンザの予防接種ですが、2月14日現在、児童・生徒は、対象者592人のうち339人が、65歳以上の高齢者は、対象者1,149人のうち664人が予防接種を受けております。

「七色献立プロジェクト」の関係では、第2回運動セミナーを12月上旬の2日間、第3回を1月23日に交流の杜において開催し、ムリなく続けられる筋トレや普段できない運動体験などをメニューとし、楽しみながら多くの方々にご参加いただきました。

本格実施となりました健康ポイント事業は、開始を2カ月早め、6月より1月末までの期間で実施し、最終で606人の皆さまにご参加いただいております。

また、本年度の事業を締めくくる表彰式及び修了セミナーを2月15日に文化創造センターで開催し、ポイント上位者など15人の方への表彰のほか、北海道大学大学院 玉腰教授と株式会社タニタヘルスリンク阿部管理栄養士より、それぞれ村民に向けた内容でご講演をいただきました。

次に、保育園についてですが、月1回程度のカリキュラムを組んで実施する体育指導とサッカーボールを使った遊びの指導は、幼児期からの身体づくりや体幹を鍛える目的以外にも、外部講師を招き入れることで一定の緊張感が保たれ、挨拶などの規律面や集団生活において一定の効果も感じられますので、取り組みを継続してまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の令和元年の農業粗生産高確定額が発表され、農産・畜産合わせて過去最高の142億5,010万円に達しました。

農産では、6月から7月中旬の日照不足が危惧されましたが、全般的に順調に推移したことから、一部の作物を除き、平年作以上の結果となり、農産物全体の粗生産高は、前年比9.

1%増の61億7,892万円となりました。

畜産では、生乳の単価も値上がり傾向で推移していることから、畜産全体では、前年比3.4%増の80億7,118万円となりました。

このような実績を残された中札内村農業の力強さを感じるとともに、ご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

また、農協青年部の皆さまが2月18日、19日に東京都で開催されたJA全国青年大会に出場し、組織活動実践発表部門で最優秀賞を受賞されました。

農協青年部の皆さまには、心からの祝意と村の各種食育事業への協力に感謝を申し上げますとともに、今後、ますますのご活躍を祈念するところであります。

農業振興関係では、地域担い手育成総合支援協議会の取り組みとして、2月3日から6日まで、関係機関とともに営農技術懇談会を開催したほか、営農セミナーを2月18日に開催し、帯広畜産大学の佐藤禎稔教授を迎え、最新のスマート農機とロボットトラクターの現状と展望について講演をいただいております。

新・元気な畑づくり事業の本年度の実績は、客土、除礫、苗木購入及び浸透層設置事業補助で、合わせて約547万円の見込みとなっております。

商工関係のうち、中小企業対策では、2月までに申請のあった、中小企業振興資金の利子補給で30事業者48万円、保証料補給で7事業者196万円、また、中小企業者事業資金の利子補給は、28事業者64万円に対して、それぞれ助成を行います。

観光関係について、観光協会では、1月26日に道の駅において、なかさつない冬まつりを開催し、雪中宝さがしゲームやスノーラフティング体験などのイベントを行ったほか、2月15日、16日には、農村休暇村フェーリエンドルフを会場に、初めてとなる「スノーアートヴィレッジなかさつない2020」が開催され、地域おこし協力隊で観光振興推進員の梶山智大さんが雪原に制作したスノーアートを多くの方に見ていただいたほか、アクティビティとしてフェーリエンドルフによる犬ぞりや、農協青年部による雪上トラクター体験試乗なども多彩に行われ、多くの方々にご来場いただきました。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪関係では、今冬の降雪量は、1月までは平年を下回っている状況でありましたが、2月から降雪量が増加するとともに、温暖な気象状況による融雪もあり、除雪の出動回数が増加していることから、年度末を見込み、委託料の追加を補正予算に計上しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で10件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規分として、22件を認定しております。

村営住宅入居関係では、第4回の公募を1月に行っているほか、随時募集住宅で3件の入居決定をしております。

下水道事業関係では、下水道ストックマネジメント計画策定委託が完了し、令和2年から6年までの浄化センター施設や機器類の改修・更新計画の策定を終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます

**○議長（中井康雄君）** 次に、高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

**○教育長（高橋雅人君）** 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

今冬の学校におけるインフルエンザによる学校閉鎖等については、12月上旬に上札内小学校・中札内小学校において学校・学年閉鎖、1月下旬から2月上旬には、中札内小

学校・中札内中学校で学年閉鎖の措置を取りました。

それぞれの学校においては、外出後の手洗いとうがいの実施、十分な休養とバランスの取れた栄養摂取に努めていただいております。

国の補正予算によるICT環境整備「GIGAスクール構想」についてですが、高速通信ネットワーク整備及びタブレットを想定した端末整備に係る予算について、本定例会補正予算に計上しております。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。1月11日から13日まで釧路市で開催された第50回北海道中学校スケート大会に3人の生徒が出場し、2年生戸水駿大さんが全国大会への出場権を獲得し、2月1日から2月4日に長野県エムウエーブで開催された第40回全国中学校スケート大会の3,000メートルと5,000メートルに出場いたしました。

社会教育活動では、1月12日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、34人が集い、友人との再会を喜び合い、新成人としての自覚と決意を新たにする機会となりました。

スポーツ賞及びジュニア文化賞等は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に10個人3団体を、文化賞、文化奨励賞、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に8個人3団体の受賞を決定いたしました。

交流事業関係では、中学生川越市訪問交流事業で1月9日から12日まで、1年生7人が川越市を訪問し、ホームステイでの交流、博物館、美術館などの見学、市長表敬訪問、初雁中学校生徒のガイドで川越のまちの見学、福原中学校では、中札内村と中学校の紹介や生徒との交流などを行ってまいりました。

国際交流派遣研修事業は、初めてとなるハワイ州エバ・マカイミドルスクール生徒8人の受け入れを行いました。

12月15日から21日まで来村し、3月に派遣する生徒の家庭でホームステイをしながら、中学校で本村中学生との交流や、茶道や和服の日本の文化体験、ウィンタースポーツや雪遊びの冬の体験、また、温泉入浴やピザづくりなど、ハワイではできない体験をしていただき、有意義な研修を終えられ帰国されました。

中札内からハワイへの派遣は、3月25日から4月1日までの日程ですが、現在の村の状況から、今後の対応について協議をしております。

次にファツィオリ社グランドピアノは、1月27日に文化創造センターに搬入されました。

コンサートホールに導入されるのは道内初めてで、2月から帯広市在住のピアニスト伊藤夢里子氏に慣らし弾きをお願いし、最良の状態で5月17日のお披露目コンサートを迎えたいと思います。

また、今年初めての「なかさつ音まちプロジェクト」を2月16日、奄美大島在住の村松健氏を招いて、ピアノソロコンサートを開催いたしました。

ピアノ演奏のほか、奄美三線やフルートを交え、多くの観客を魅了しております。

次に、体育関係事業であります。村民スポーツ大会では、1月19日にミニバレー大会を、2月5日・6日にはフロアカーリング大会を、2月9日に卓球大会を開催しております。

各種教室では、小学生スキー教室を2月19日から21日に実施し、児童30人が参加しております。

文化創造センターのボイラーについてですが、年末年始と故障が続き、これまでも修理を繰り返してまいりましたが、設置から22年が経過し、交換する部品の製造も終了しているということから、本定例会に更新工事の補正予算を提案しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

## ◎日程第7 令和2年度村政・教育行政・農業委員会執行方針

○議長（中井康雄君） 令和2年度村政執行方針・教育行政執行方針・農業委員会執行方針について、村長、教育長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 令和2年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私が村政執行の重責を担わせていただきましてから、2年と8カ月が経過いたしました。

人生100年時代と言われる超高齢化と超少子化により人口減少の進む我が国において、難しい課題が山積するこの大切な時期に、改めてその使命と責任の重さを認識し、皆さまの付託に応えるべく、自らを律し、本村の振興発展と村民皆さまの幸せのために全力を尽くす所存であります。

また、行財政運営を取巻く状況は大変厳しいものがありますが、国の動向を見極めながら、当村の基幹産業である農業を中心とする地域経済を支え、定住人口の確保や観光振興など、地方の持続可能性を追求し、村民間のつながりの深化を目指すまちづくりを執り進めてまいります。

まちづくりの柱となる「日本で最も美しく・健康で・文化的な村」に向けて、幸せな地域社会の実現には健康寿命の延伸と文化振興が不可欠と捉え、健康で文化的なまちづくりを目指し展開してまいります。

さらには、村民の幸せを第一に考え、現場に足を運び、村民の声を聞く、「村民第一、現場主義」を徹底し、共に支えあう共生の村、活気にあふれ成長する村、未来へ前進する希望の村を目指して、職員一丸となって不断の努力を続けてまいります。

最初に、令和2年度予算の概要について申し上げます。

令和2年度の国の予算については、総合経済対策に基づき、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保のための事業推進や経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後を見据えた経済活力の維持及び向上が掲げられております。

地方財政対策について、国においては、地方の一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を抑制するなど、地方財政の健全化に資する内容としております。

本村の令和2年度の地方交付税は、一部財源を留保し、臨時財政対策債は8,300万円を含む、実質的な総額を17億2,526万円、前年度当初より6%、1億円余りの増額を見込んでいる状況ではありますが、引き続き、厳しい財政運営が想定されます。

このような情勢の中、第6期中札内村まちづくり計画後期基本計画の3年目となる令和2年度の予算編成は、村長公約とまちづくり計画の着実な実行を図ることや、人口減少の抑制を図るため、第2期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取り組みを推進するとともに、すべての村民が安心して暮らせる村づくりを進めてまいります。

また、普通建設事業では、継続事業の役場新庁舎建設工事や消防庁舎建設工事に加え、各公共施設の老朽化や道路・水道などインフラ設備の老朽化への対応が必要となっており、国

の財政支援や特定目的基金、起債を活用しながら、公共施設の長寿命化対策を進め、限られた財源の中で今後も住民サービスを継続し、村民の皆さまが安心して暮らせるための施設整備と維持管理に取り組んでまいります。

これら方針に基づいた一般会計の予算規模は、56億6,390万円で、前年当初予算と比較して、10億8,980万円、23.8%の増に、また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計をあわせた全会計の総額は、68億9,400万円、14.0%の増となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、みんなで歩む協働のまちであります。

まちづくり基本条例に掲げる住民自治を柱に情報共有と住民参加をまちづくりの基本に据え、村民、議会、行政の協働によるまちづくりを取進めるとともに、村民が主体的にまちづくりに参加でき、夢と希望に満ちた活力あるまちづくりを展開してまいります。

また、村民との情報共有を取り進めるにあたり、インターネットやメール配信、防災情報無線、SNSなどさまざまな情報媒体を活用し、分かりやすく迅速で的確な行政情報の発信に心掛けてまいります。

このほか、まちづくりトーク、行政区長会議、茶話会、地域担当制、情報宅配便、各種団体との懇談会などを活用し、村民との意見交換の場を積極的に設けてまいります。

職員の資質向上については、基盤となる能力を身につけ時代の変化に対応できる人材育成を図るため、人材育成基本方針に基づいて研修等を取り進め、企画・政策形成能力や意思決定能力、法務能力などのスキルアップを図るとともに、職員のストレス社会に対応し、心身の健康管理に努めるため、自ら心身の疲労に対して軽減や緩和ができるようサポート体制を整え、メンタルヘルス対策に継続して取り組んでまいります。

また、コンプライアンスの向上を図るため、リスクに対する組織的な取り組みを実施し、健全な職場環境づくりを推進してまいります。

さらに、職員が能力を発揮できる人員配置と重点施策におけるプロジェクトチーム設置を積極的に行い、本村における地域課題の解決に向けた職員間の連携強化を目指してまいります。

第2は、健康で人にやさしいまちであります。

少子高齢社会がますます加速する中、私たちの生活する地域社会においても、個人の自由や人と距離を置いた生活スタイルが優先され、地域住民の相互のつながりが薄れてきております。

このような中、地域住民の生活を支えるためには、公的な福祉サービスの充実以外にも、住民を主体とした助け合いや支え合いの仕組みづくりが重要といえます。

また、女性の就労機会の増加やライフスタイルの多様化などに伴い、子どもや子育て世帯を取巻く環境が大きく変化する中、子どもの健やかな成長が危惧されております。

このため、少子化・子育て支援対策を重点に置き、地域で安心して子育てできる環境づくりに、継続して取り組んでまいります。

母子保健関係では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を支援するため、妊婦健康診査の費用と交通費の助成により、出産を控えた家庭の負担軽減を図るほか、「新生児聴覚検査費用助成」を新たに子育て支援策として導入してまいります。

また、妊娠期からの健康づくり、出産・子育てに向けた準備のための教室、個別相談などの支援を強化するため、新たに専門窓口となる子育て世代包括支援センターを立ち上げ、子

育て支援センターと連携を図りながら、産前・産後から子育て期まで切れ目のない支援を実施してまいります。

子育て支援関係では、幼児期からの学校教育や保育、子育て支援の拡充などを進めるため、令和2年度を始期とする「第2期中札内村子ども子育て支援事業計画」に基づき事業を推進してまいります。

子育て支援施策として実施している中学校修了までの医療費の無料化についても継続してまいります。

また、移住・定住及び少子化対策として、結婚を機に中札内村へ転入される一定の条件を満たしている新婚世帯に対し、新生活開始に伴う住居費及び引越費用を最大30万円補助する中札内村結婚新生活支援事業を今年度実施してまいります。

保育園関係では、地域における保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供を心掛けるとともに、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。

また、認定こども園中札内きらきら保育園においては、さらに保育の充実を図るとともに、子どもたちの健康な身体づくりと、幼児期において必要なカリキュラム導入の検討を進め、スムーズな就学に向けて小学校との連携に努めてまいります。

高齢者福祉施策であります。本村人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、令和2年1月末現在29.4%となっております。

高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり健康で安心して自分らしい生活を営むことができるよう、身体などの状態や変化に対応した、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが、適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、介護を必要としない健康な高齢者が増えるよう、個々の状態や運動レベルに応じたクラス別による介護予防教室を継続するほか、認知症の疑いがある方を早い段階で発見し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

また、病気などで在宅介護を受けている方やその家族、介護経験や認知症に関心のある方などが気兼ねなく集うことのできるなかさつない介護カフェを継続し、これまでの実体験や個人の悩みなどを自由に話していただける以外にも、必要な情報提供や講話などを行ってまいります。

ポロシリ福祉会に対する補助金では、築26年を経過した恵津美ハイツの避難通路床改修工事へ一部助成を行うほか、デイサービスセンターの利便性向上のため、トイレ改修工事に対する補助と、生活支援ハウス「一華荘」入居者の生活環境改善を目的とした居室等窓改修工事に対し補助を行います。

障がい者福祉では、障害者総合支援法に基づく国の動向と「第5期中札内村障がい福祉計画」を基本として、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

健康づくりは、日常生活を送る上で自らが状態などを認識し、自主的に実践することが基本となりますが、村民の健康を維持するためには保健・福祉・医療が一体となった総合的な取り組みが求められることから、「第2期いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画」に基づいて健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種では、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成を継続するほか、10月より定期接種となるロタワクチン接種の費用助成について一部対象範囲を拡大し実施してまいります。

また、予防接種法に基づき実施する風しん予防接種は、抗体保有率が低いとされる年代、

40歳～57歳の男性のうち、未受検者全員を対象にクーポン券を発行し、抗体検査並びに予防接種を促進してまいります。

国保特定健診では、健診の必要性を理解していただくため、行政区などに出向き説明の機会を設けるほか、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を実施してまいります。

また、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会、各種健康教室などを効果的に実施してまいります。

国民健康保険関係ですが、制度改正から3年目を迎え、財政運営の責任主体である北海道と連携し、被保険者の急激な負担増加を抑制しながら安定した国保事業に取り組んでまいります。

また、積極的に保健事業を推進するなど医療費の抑制に努めてまいります。

各種がん検診については、積極的に受診を促し、検診による早期発見・早期治療につなげることで、重症化予防に努めます。

特に、乳がん・子宮がん検診は、年齢を特定し、無料クーポンと検診手帳をお届けするほか、対象となる年齢の方へ個別案内による受診勧奨を行うとともに、乳がん検診の受診率向上と早期対応につなげるため、40歳以上の女性を対象に、超音波検査とマンモPET検査の費用助成を継続してまいります。

地域における食育の推進と、村民の食生活改善などを旨とする七色献立プロジェクトは、村内の生産者や飲食店などとの協働による取り組みを推進するほか、栄養セミナーにおいては、食と健康のプロである管理栄養士を招き、野菜摂取の重要性や日常の食生活に野菜を上手に取り入れる方法を学んでもらえるよう、取り組みを進めてまいります。

また、健康ポイント事業は、対象となる18歳以上の人口比で約2割の方の参加を得ておりますが、多くの方が日々の生活の中で活動量計を身につけていただき、楽しみながら計測や自己管理、身体の状態確認が行えるよう、事業を継続して展開してまいります。

労働対策についてであります。季節労働者の雇用環境は依然として厳しく、引き続き冬期間の雇用対策事業を実施するとともに、帯広・南十勝通年雇用促進協議会との連携のもと、相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用につなげるよう努めます。

医療体制の維持・充実についてですが、診療所の運営を新たな指定管理者へ移行していくこととし、令和3年度からの実施に向けてしっかりと準備を進め、住民の健康増進及び地域に密着した医療サービス体制の充実に努めてまいります。

第3は、人と文化を育むまちであります。

まちづくりの原点といえる人づくりのため、人が育つ環境づくりに努めながら、人がふれあい、文化を育み、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指してまいります。

未来を担うすべての子どもたちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域が連携・協働して、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。

すべての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて学ぶことのできる文化・芸術、スポーツ活動の環境を整え、生きがいと心の豊かさを実感できるよう取り組んでまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、協議・調整を行いながら教育行政を推進いたします。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、活力あふれる産業を育むまちであります。

基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、安全・安心な農畜産物の生産とPR、消費

拡大の取り組みを進めるほか、日本で最も美しい村として地域資源に位置づけられている農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各般の方策を推進してまいります。

農業を取り巻く情勢は、一昨年12月のTPP11発効に続き、昨年2月に日欧経済連携協定が発効、また今年1月には日米貿易協定が発効されました。

日米貿易協定における畜産物の輸入関税は、TPPとほぼ同じ内容となっており、複数の貿易協定が重なり、市場開放が進む中、国内農業に与える影響が懸念されております。

国では、農業の成長産業化と経営安定と安定供給のために、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく各種取組を進めております。

村といたしましては、こうした国の動向をしっかりと捉え、TPP等対策となる国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携し、取り組みを進めてまいります。

本村の農業振興は、「中札内村農業の発展方策」に基づき、農業支援施策の拡充を図りながら、安全・安心で良質な食糧の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成などの多面的機能を維持・促進するために、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら、各種施策を推進してまいります。

新・元気な畑づくり事業は、昨年度から客土・除礫、耕地防風林対策のほか、中札内村農業協同組合と共同で浸透層設置に対する支援を行い、圃場の生産基盤向上を図っているところですが、今年度も継続した取り組みを進めてまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、馬鈴しょの追肥調査を継続するほか、情報通信技術を活用したスマート農業の調査、研究に取り組んでまいります。

地域担い手確保については、実習生の受け入れや新規就農者に対する情報の提供を行うほか、後継者の配偶者対策として、担い手育成センターが主体となって村の農業青年と知り合いになってもらい、村の農業にも関心を持ってもらえるようなイベントを企画し、事業を行ってまいります。

近年、外国人観光客等の増加により、村内でも無断で観光客が畑に入っているという事案が発生していることから、ホームページや観光パンフレットで外国語表記の注意喚起に取り組んでいくほか、種子馬鈴しょ対策委員会が設置している看板に外国語表記の注意喚起を加えていただくため、看板更新設置事業費に対して助成を行います。

食育・地産地消は、第3期の食育推進計画・地産地消推進計画に基づき、安全・安心な地域食材の活用に努め、農業体験や料理講習会、七色献立プロジェクトとの連携など、食と農業を結び付ける取り組みを実施してまいります。

また、中札内村食の推進パートナー登録制度を推進し、粋匠品の取扱店と食の応援団のお店を対象にしたスタンプラリーやSNSを活用したPRキャンペーンなど、中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、環境保全型農業直接支援対策事業による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取り組みを実践する農業者に対し、支援してまいります。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区の工事等の実施及び札内川右岸南部地区の調査設計に着手してまいります。

道営農道整備特別対策事業により、中島東5線道路の路肩拡幅工事の2年目として、43号から42号間の工事を実施いたします。

国営施設応急対策事業では、導水管の一部入れ替え工事が継続で実施されます。

畜産関係では、大規模草地育成牧場については、草地改良による良質な飼料の確保に努めるとともに、老朽化による車両・作業機の更新及び作業効率の向上や従業員の負担軽減を図

り、指定管理者である農事組合法人カーフゲートと連携して、健全な後継牛の育成と効率的な管理運営に努めてまいります。

林業関係では、私有林については、未来につなぐ森づくり推進事業による支援を行うほか、公費造林事業については、積極的な私有林の整備を促進させるため、補助率の見直しを行い、新たに造林推進事業として支援を行ってまいります。

なお、補助率のかさ上げ分につきましては、令和元年度から市町村に交付されている森林環境譲与税を活用してまいります。

村有林については、森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施するほか、林道内の橋梁について、長寿命化対策を図るため、橋梁点検を行います。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心とし、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊と連携し、エゾシカやヒグマ、キツネ、カラスなどの駆除に引き続き取り組むほか、特に管内でも生息数が急増しているアライグマについては、今後、大きな農業被害を引き起こすことが予測されることから、積極的な駆除に取り組んでまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか、小規模事業者支援推進事業への継続的な支援を行い、新規事業者の創業支援や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取り組んでまいります。

また、民間活力を活用したまちなかにぎわいづくりを創出することを目的に、まちなかにぎわいづくり事業補助金により、新規店舗出店者や空き店舗への出店者などへの支援を行います。

観光振興関係では、中札内村ならではの自然、地域資源を活用した観光振興と、村の魅力を最大限引き出す取り組みを進めてまいります。

また、観光協会が行うバスツアー誘客事業、観光振興推進員と連携して行う桜六花公園の魅力アップ事業やアウトドアイベント、道外向けプロモーション事業の実施などを通じて、更なる観光PRに努めてまいります。

札内川園地は、昨年秋にトレーラーハウス型の宿泊施設を3基設置したところですが、今年度から本格的に稼働し、気軽に園地内でキャンプ等を楽しんでいただき、札内川園地の魅力を味わってもらい取り組みを進めてまいります。

なお、札内川園地がある日高山脈襟裳国定公園については、現在、環境省で国立公園化に向けた協議を行っていることから、関係自治体と連携し、国立公園化に向けたPR活動に取り組んでまいります。

道の駅なかさつないは、平成27年度に策定した、道の駅魅力向上アクションプランに基づき、観光情報発信力の強化や親子が安心して休憩できるキッズスペースなどの整備を図るため、カントリープラザの改修に係る設計委託を行い、外国人観光客を含め、多くの方に利用していただけるよう、道の駅の魅力を向上させる取り組みを進めてまいります。

花づくりの推進では、多くの方に花づくり活動に関心をもってもらう取り組みを行いながら、花づくりの会や中札内高等養護学校のほか、新たに更別農業高校のご協力をいただき、第5回道の駅ガーデンを実施いたします。

2016年から、村内の民間観光施設と連携し、花と緑とアートの中札内村の発信により関係人口創出を図った地方創生事業は、これまでの著名アーティストによるコンサート事業から内容を一新して開催いたします。

同事業がこれまでもたらした中札内村のブランド向上や経済波及効果など多くのメリッ

トをしっかり継承できるよう、美しい村にふさわしい持続的な文化イベントとして企画し、村民に愛され、誇りに感じていただき、本村のファンをさらに広げられるように取り組みを進めてまいります。

第5は、自然豊かで快適に暮らせるまちであります。

村民が健康で安心して暮らせるよう、本村の豊かな自然環境や美しい景観の保全に配慮するとともに、自然と生活環境が調和する快適なまちを目指してまいります。

コミュニティバス「くるくる号」については、地域における安心な暮らしの確保のため、村民に親しまれ、愛されるバス事業を目指してまいります。

市街地区と農村地区における運行時刻や路線経路、停留所などについて意見をいただきながら、利便性を向上させ、村民生活の足確保を図ってまいります。

景観形成については、日本で最も美しい村を柱に、優れた自然環境や美しい農村景観など、恵まれた資源を守り育ててまいります。

「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」に基づき、景観を次代へ継承する認識を持って、日本で最も美しい村連合と連携し、村民が主体的に活動する環境づくりを進め、景観や環境を守る地域づくりを推進してまいります。

防災対策の強化については、近年、日本で起きている風水害や地震等の災害をふまえ、自助・共助の行動が重要と捉え、地域防災組織の設立を促すとともに、いざというときに、一人ひとりが適切な措置をとることができるよう、村民の参加と、消防、国及び北海道等の関係機関と連携した防災訓練を実施してまいります。

役場新庁舎建設については、令和元年度からの継続事業として、建築主体、電気設備、機械設備、地中熱導入の工事を進めるとともに、各システムの移転に係る工事や備品購入の発注を取り進めてまいります。

また、とちぎ広域消防事務組合において、超高齢化社会を迎える中、救急体制の充実強化を図ることや勤務形態の統一、隔日勤務体制の2部制5名当務を行うため、実施設計に基づいて消防庁舎の増改築に係る工事発注を進めてまいります。

公園管理関係では、中札内村公園利活用検討委員会より答申された公園整備基本方針に基づき、中札内村公園整備計画を住民の意見をいただき作成するとともに、公園の適正な維持管理に努めてまいります。

道路整備関係では、改良舗装工事等により、3路線の工事や新庁舎建設に合わせて、周辺歩道の整備工事を施工するとともに、村道縁石取替工事、村道植栽補植工事、クラックの補修・修繕などを行い、環境に配慮した維持管理に努めてまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づく保全工事として、西1線橋と東戸蔭3号橋の補修工事を施工してまいります。

河川管理関係では、普通河川の景観保全及び安全確保に努めるとともに、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、草刈りや床ざらいを行うなど、良好な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策では、引き続き重要施策の一つとして、移住・定住の促進を図るほか、良好な居住環境創出のため、中札内スタイル住宅の普及を目指し、施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

公営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画に基づき、中札内団地2棟8戸、あけぼの団地3棟9戸の長寿命化改善工事及び居住性向上工事を進めてまいります。

水道関係では、各浄水場の適正な管理を行い、安定的な浄水の確保に努めてまいります。

また、令和4年度に水道会計を公営企業会計へ移行するために、財産評価を委託するなど

準備を進めてまいります。

下水道関係では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道ストックマネジメント計画に基づく機器等の更新工事を進めるとともに、5年ごとに見直しを必要とします下水道認可に伴う変更計画の策定を取り進めてまいります。

また、公営企業会計への移行について、水道事業と同じく準備を進めてまいります。

ごみ処理については、ごみステーションにおける可燃・不燃ごみ等の分別や排出ルール、資源ごみの分別方法の住民周知に努め、住民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化や資源リサイクルの推進に努めてまいります。

悪臭対策について、庁内における情報共有及び関係機関との連携により、事業者等への指導の徹底、悪臭防止に関するルールづくりや啓発、消臭材料の研究の動向などの情報収集に取り組みます。

環境美化運動の推進については、住民参加による清掃活動であるクリーン中札内及び日本で最も美しい村連合加盟の道内市町村と連携して実施している日本で最も美しい村クリーンデーを通じて、環境美化に対する住民意識の高揚を図り、日本で最も美しい村の実現を目指して、全村あげて取り組んでまいります。

以上、令和2年度の村政に臨む私の所信の一端を申し上げます。

地方自治体の行財政環境は、今後も厳しさを増すと考えておりますが、国・道の動向や地方自治制度の改革情報の把握を行い、緊急度・優先度を勘案し、限られた財源の中で、創意と工夫を凝らした行財政運営を目指してまいります。

中札内村は、農業・食・観光など他に誇れる素晴らしい財産を数多く持った未来に広がる村であります。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、そして中札内村の出身であることを誰もが誇りに思い、だれもが自慢できる日本で最も美しい村づくりに向けて、職員一丸となって全力投球してまいります。

議会議員の皆さま並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

**○議長（中井康雄君）** それでは、休憩をしたいと思います。

11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

**○議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

令和2年度教育行政執行方針。

高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

**○教育長（高橋雅人君）** 令和2年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、昨今の人口減少や少子高齢化などの課題を乗り越え、地方創生を実現していくためには、地域を支える、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

現在、国においては、第3期教育振興基本計画を策定し、教育基本法に示された理念の実

現と、我が国の教育振興に関する施策の計画的な推進を図る取り組みを進めております。

また、北海道教育委員会は、自立と共生の二つの基本理念のもと、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、ともに支え合い、たくましい人材へと成長していくことができるよう、学校・家庭・地域との密接な連携による教育環境の形成を示し、具体的な教育施策を推進しております。

こうした認識のもと、本村教育委員会は、第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つであります人と文化を育むまちを実現するため、中札内村教育大綱や教育に関わる諸計画に基づき、村と連携し、引き続き努力してまいります。

新たな令和の時代を迎え、グローバル化が進展し、超スマート化社会が到来しようとする中、新学習指導要領に基づいた教育課程が実践されることとなっており、教育を取り巻く環境も大きく変化していくものと考えられます。

人生100年時代に向かい、これからは一人ひとりが、学びは終わりのないプロセスであることを意識し、生涯を通じて社会で活躍するために、能動的に学び続けることが重要と思われれます。

社会の変化に対応し、新しい価値を創造することのできる子どもたちの育成こそが、本村教育の目指す姿になると考え、そのための教育環境づくりを推進いたします。

社会教育では、すべての村民が心の豊かさや生きがいを感じることができるよう、文化・芸術活動やスポーツをする機会を提供し、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を主体的に生かす環境づくりを進めます。

加えまして、新型コロナウイルス感染症対策については、教育委員会や学校、保護者の皆さまと連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

基礎的・基本的な知識・技能やそれらを発揮できる力である確かな学力を身に付け、豊かな人間性を育むことを重点に取り組んでまいります。

一つ目の重点目標は、新しい時代を切り拓く力の育成です。

確かな学力の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭学習の定着に取り組めます。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることを踏まえ、家庭・保育園・小中学校が連携して、子どもを育てる地域の環境づくりを進めます。

社会の変化に対応する力を育成する教育では、これからの時代を生き抜く力を身につけるため、知識及び技能の習得、思考力・判断力の育成、学びに向かう人間性の育成の三つをバランスよく育みます。

このため、主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業の改善に努めます。

また、事業所の協力をいただいて、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進いたします。

外国語教育は、積極的に英語でコミュニケーションを図る態度の育成に向けて、イングリッシュ・ルームの利活用を含め、指導方法の工夫改善に取り組んでまいります。

小学校では、新学習指導要領の全面実施に向け、校内の指導体制を確立するとともに、2名に増員いたしました常勤外国語指導助手により、生きた英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組めます。

また、小中学生、高校生の英語検定の受験を促進するため、検定料の助成を実施いたします。

新年度から導入されるプログラミング教育については、学んだ成果をプログラミングを通して表現することを目的に、論理的思考力や課題解決力を養ってまいります。

国際交流派遣研修事業は、米国ハワイ州エバ・マカイミドルスクール生徒の受け入れと、本村生徒の同校への派遣を行ってまいります。

特別支援教育の推進では、保・小・中が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センター、スクールカウンセラーの協力をいただきながら、教育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得ながら、きめ細かな指導と一貫した支援を行います。

また、学校特別支援員を配置し、児童・生徒の学校生活や学習活動をサポートいたします。

学校における働き方改革の推進については、教員が健康でいきいきとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高めていくことができるよう、中札内村立学校における働き方改革推進プランに基づき、方策や改善を図りながら、改革を進めてまいります。

新年度においては、校務の軽減と効率化、より細やかな指導に活用できるよう校務支援システムの導入を行ってまいります。

高等教育支援では、高校に通学するために経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成いたします。

二つ目の重点目標は、豊かな心と健やかな身体の育成です。

地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育では、学校支援ボランティアや地域住民の支援により、郷土を愛し、ふるさとを大切にす教育や、豊かな人間性と社会性を養う交流・体験事業に取り組みます。

いじめや不登校を発生させないために、子どもの変化に気づき、教職員が子ども一人ひとりと向き合い、組織的かつ迅速な対応に取り組みます。

スクールカウンセラーによる教育相談の状況や、いじめの実態調査と、その後の学校対応状況の把握など、緊張感をもって積極的に責務を果たしていきます。

また、規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てる「道徳」につきましては、中札内村教育研究所が策定した小中学校9年間の指導計画により、体系的な道徳教育を推進いたします。

健やかな身体の成長を促す教育では、体力の向上を目指し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、児童生徒の成果や課題についての分析を行い、授業改善、部活動やスポーツ少年団活動の支援と基本的な生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

学校給食では、食材の調達は地産地消の考え方を基本とし、地場産の素材を使った「ふるさと味覚給食」や「ふるさと食材の日」、行事食などの提供を行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための生産者等との給食交流を実施いたします。

三つ目の重点目標は、信頼される学校づくりでございます。

保護者や地域住民への積極的な情報提供と、教職員の服務規律遵守の徹底などの指導に取り組みます。

開かれた学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配布などにより、地域住民との積極的な情報共有を行います。

特色ある学校づくりでは、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう、学校と連携し支援を行います。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が学校経営方針や重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力の向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、校内研修や長期休業中の教職員

研修の充実、各種研修事業への参加を促します。

四つ目の重点目標は、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりです。

地域で子どもたちを育てる環境づくり、学社融合による教育活動の推進では、地域の大人が力を合わせて子どもたちをともに育てる地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）の活動を推進いたします。

また、学校支援ボランティアの登録拡大と活用、小中連携から小中一貫教育の取り組みを推進し、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの連携により、長期休業中の体験活動などを実施いたします。

また、かねてより懸案事項でありました児童数減少に伴う上札内小学校の今後については、昨年末に行った地域・保護者による意見交換会やアンケート調査をもとに、上札内小学校の今後について、教育委員会としての基本的な考え方をまとめ、地域・保護者の方々に示してまいりたいと考えております。

以上「中札内村学校教育指針」に基づく重点事項について申し上げました。

第2は、社会教育、文化、芸術の振興でございます。

村民の皆さまが心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その成果を主体的に生かすことのできる環境づくりを進めます。

また、社会教育が生涯学習推進の中核的な役割を果たすことができるよう、第8期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や団体・指導者の養成、施設整備、情報提供の充実とともに、学習の成果を生かせる場や機会の提供に努めます。

地域協働型学校づくり協議会は、共育の日関連事業の実践により、地域の教育力を結集し、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めます。

子どもたちの各種体験学習や世代間の交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、人を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るために、ジュニア・アウトドア・スクールなどの体験活動事業と、南砺市、川越市の子どもたちとの交流事業を実施いたします。

生涯学習では、講座の開催や、社会教育団体や村民グループの自主活動の支援など、生涯学習活動を促進いたします。

また、更別村と連携して、お互いの生涯学習やスポーツなどの講座等への参加を促進するための情報提供に努めます。

ポロシリ大学では、学習と発表の機会の提供や、子どもたちとの交流、他町村との交流を行います。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、芸術に親しむ機会を提供いたします。

また、村民主体の文化祭の実施や、公演等の開催支援、さらに更別村と連携した学校舞台芸術鑑賞など、芸術文化の鑑賞機会の創出に努めます。

アートの村づくり推進事業では、「子どもアートプロジェクト」として、武蔵野美術大学及び昭和音楽大学との連携事業を推進し、対話型鑑賞など児童生徒が大学生とのふれあいを通じて、想像力を磨き、豊かな感性を身につける取り組みを進めます。

また、「なかさつ音まちプロジェクト」として、ファツィオリピアノを中心とし、子どもから大人まで音楽に親しむ取り組みを進めてまいります。

図書館事業は、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、絵本作家講演会などの各種主催事業、学校などでの読書活動の支援や連携事業などを実施し、魅力ある図書館を目指します。

第3は、スポーツの振興でございます。

本村のスポーツ施設は、多くの村民がスポーツを気軽に楽しく親しみ、スポーツを通じた交流や健康維持のために利用されております。

今後も利用者に対するサービス向上を図り、スポーツ団体や少年団活動に対して育成・支援を継続し、総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の活動支援に努め、生涯スポーツを振興いたします。

以上、令和2年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

本教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

**○議長（中井康雄君）** 次に、出羽農業委員会会長。

（出羽義幸農業委員会会長登壇）

**○農業委員会会長（出羽義幸君）** 令和2年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、「有機農業の村」宣言を行い、農畜産物の安全・安心への対応、クリーン農業への取り組みなどを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たして来ております。

本村農業委員会は、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいりましたが、関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たす役割を認識し、これまで以上に農業・農地政策に関して関係機関・団体と連携し、各種取組を推進してまいります。

以下、令和2年度の主要な業務について申し上げます。

優良農地の確保・有効利用の推進について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再確認し、改正農業委員会法に基づき「農地等の利用の最適化の推進」の定めにより、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むほか、遊休農地の解消・遊休化の未然防止などの対策を一層推進してまいります。

担い手の育成対策の推進について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成確保と、その配偶者対策の積極的な推進を図る必要があり、農業担い手育成センターを中心に、関係機関・団体、南十勝町村との連携を強化し対応してまいります。

農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

地域に根ざした農政活動の推進について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し、必要がある場合には企画立案を行うとともに、その推進施策を実施する行政機関に対し、施策の改善など具体的意

見を提言し、地域に根ざした農地活動を推進してまいります。

情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用し、農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供を行ってまいります。

農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農業生産法人などの関係諸制度や農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が必要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や、関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し、適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**○議長（中井康雄君）** これで、各執行方針の説明を終わります。

## **◎日程第7 決議案第1号 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議**

日程第8、「決議案第1号、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議」を議題にします。

お諮りします。

この決議案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

決議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

決議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

決議案第1号、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議」を採決します。

この決議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第9 承認第1号 令和元年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について**

**○議長(中井康雄君)** 日程第9、承認第1号、令和元年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長(森田匡彦君)** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、昨年末のふるさと納税の申込件数の大幅増により、郵便料や消耗品等の予算に不足を生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長(中井康雄君)** 補足説明、川尻総務課長。

**○総務課長(川尻年和君)** 承認第1号、令和元年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー9番、令和元年度中札内村一般会計補正予算、令和2年専決第1号をご用意願います。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7,411万4,000円を追加し、総額を59億334万2,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和2年1月22日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

8ページをお開きください。

2款総務費のふるさと納税に係る追加でございませう。

12月定例会でご説明を申し上げたとおり、ふるさと納税の寄付金が、11月末現在で2億8,000万円を超えていたことから、令和元年度においては、寄付金見込額を4億1,000万円と推算し、ふるさと納税に係る事務賃金、返礼品に係る報償費、手数料、委託料などの予算について、12月定例会で増額補正を行ったところでございませう。

しかし、年末におけるふるさと納税の申し込み件数が、見込み以上の大幅な増となり、1月20日現在で、昨年度の実績の10倍額を超える6億1,000万円余りとなったことから、3月末までのふるさと納税の寄付見込額を6億8,200万円余りと推算し、事務賃金、返礼品に係る報償費、郵便料、手数料、委託料等、総額1億4,708万4,000円を追加するとともに、7ページ上段、総務一般経費の事務賃金、需用費における印刷機のインク、コピー用紙の消耗品、コピーカウンター料、郵便料を追加するものでございませう。

併せて、職員に係る時間外勤務手当についても増額し、総額2億7,411万4,000

円を追加したものでございます。

また、推算した寄付見込額を6億8,200万円余りについて、事務賃金、返礼品に係る報償費等の経費を、一般寄付のふるさと応援寄付金として受け、その差し引いた額を、寄付者からの意向に基づき、福祉基金、豊かな環境等創成基金、文化振興基金、ふるさと活性化基金4基金にそれぞれ追加をして、積み立てを行います。

そのため、歳入歳出とも同額を予算計上しております。

最後になりますが、6ページ上段をご覧ください。

9款、1項、1目地方交付税の普通交付税であります。職員の時間外勤務手当及び総務一般経費の事務賃金など、一般財源の歳入に見合う額として、147万4,000円を追加し、調整をするものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 1点お伺いをしたいというふうに思います。

それぞれ執行状況、あるいは、補足説明等で大枠は理解をいたしました。

いずれにしても、6億7,000万円、6億8,000万円を超える多額のふるさと納税の寄付を受けたということで、村長はじめ、以下、職員の努力によって、このような多額の寄付があったのかなど。

併せて、全国からの寄付者に対して感謝を申し上げたいというふうに思いますが、1点目に、6ページの特別寄付金ということで、それぞれ四つの基金に、合わせて、今回1億1,950万円ということで補正になったのですが、今までのトータルとして、福祉基金あるいは豊か、文化振興基金、ふるさと活性化基金、それぞれの基金について、現在の予算額というのかな、今まで何回か補正してきているのですが、その額について、それぞれ聞きたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

併せて、一般寄付金については、それぞれの経費に充てるためのことで分けているわけですが、その額と。

さらには、トータルの額ということで6億8,000万円ということを書いていましたけれども、それ以下の数字についても、予算上の現行についてお伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 渡辺総務課課長補佐。

**○総務課課長補佐（渡辺大輔君）** それでは、私の方から、想定する基金について申し上げます。

まず、これまでの総額ということになりますけれども、想定する寄付額は6億8,264万円でございます。

そのうち、経費に充てる分としまして、3億9,664万円。

その経費を除いた分を基金に積み立てますが、それぞれ四つの基金の総額ですけれども、まず、文化振興基金については6,600万円。

豊かな環境等創成基金については6,300万円。

福祉基金については6,900万円。

ふるさと活性化基金については8,800万円。

四つの特定目的基金合わせて2億8,600万円という総額になっております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
承認第1号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
承認第1号、令和元年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決します。  
この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第1号は承認されました。

#### ◎日程第10 議案第1号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について

○議長（中井康雄君） 日程第10、議案第1号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを議題にします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。  
更別村との共同で設置している指導主事については、設置当初の覚書で3年ごとに交互に執務を担当することとしており、更別村が今年度で3年の執務を終えることから、令和2年度から本村を執務担当村とするよう規約を変更するものであります。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

本提案は、学校教育に関する専門的事項の指導のため、更別村との協同で設置している指導主事が、今年度で3年目を終えることから、提案説明のとおり、3年ごとに執務担当村を交互に担うとされており、令和2年度から中札内村がその任務を担うよう規約を変更しようとするものです。

議案3ページをお開き願います。

規約変更の内容ですが、第3条では、執務場所及び庶務を担う村を、更別村教育委員会事務局から中札内村教育委員会事務局に変更しようとするものです。

そのことに伴いまして、第4条では、第1項で、候補者は中札内村教育委員会が選任すること。

第2号では、指導主事に欠員が生じた場合の通知について、中札内村教育委員会が更別村教育委員会に行うことに変更しております。

次に、第5条では、第1項で、指導主事に要する経費等は、中札内村の予算に計上すること。

第3項では、更別村が負担金を中札内村に納付するよう変更しております。

4ページの方になります。

第7条では、決算認定について、中札内村議会に付し、その結果を更別村に報告すること。

第8条では、指導主事の身分の取扱いについて、第9条では、指導主事の給与等について、中札内村の条例、その他の規定を適用するよう変更するものです。

附則で、この規約は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

この後、更別村と本村議会に変更内容について決定いただきましたら、告示後、北海道知事へ変更届けを提出することとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで、提案理由の説明を終わります。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 一つ確認をいたしますが、過去10年前ごろからですかね、この更別村指導主事との共同設置ということでやっているのですが、そのときもそれぞれ、規約を定めてやっていたと思うのですが、今回、恐らく変更はないと思うのですが、その辺を確認をしたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** これまでと変更はございません。

同様です。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 1点お伺いいたします。

第9条の指導主事の給与についてなのですが、中札内村職員の給与に関する条例を適用するという事になっているのですが、今までの予算等を見ますと、どうしても村の管理職の給与あたりから見ると、指導主事あたりのこの給与の額が結構高いような気がするのです。

その辺は、多分、道教委の方から来るのかなと思いますけれども、やっぱりその辺、道職員とこういった市町村の職員との差があるのかどうなのか。

その辺をちょっとお伺いいたします。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 給与月額につきまして、実際、道職員の方が、いろんなへき地手当ですか、その他手当が付いて高いことは事実でございます。

ただ、村の条例に合やすことによって、そのような村の条例にない手当等、それについては、これまでずっと、これまでの給与を保証するような形しておりますので、給与月額を高くして、全体の年額をこれまでと同様の形、支払うような形を取っています。

額はこれまでと同様。

ただし、村の条例によってないものについては、給与等に入れて、年額を合やすような形を取っております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 第4条のところですがけれども、二村で交互にということでありませぬども、3年ごと、それぞれの担当とかになる町村が、その候補者を決めるという認識でよろしいですか。

3年ごとということ。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 3年ごとということにしております。

この期間、特別なことはない限り、3年間同じ職員がそこにいるという形になります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを採決します。

こののとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

3、4分早いのですけれども、昼食休憩をしたいと思います。

1時まで休憩したいと思います。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時57分

再開 午後13時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

◎日程第11 議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第12 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（中井康雄君）** この際、日程第11、議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和2年4月より会計年度任用職員制度が開始されることにあたり、詳細の運用を追加する必要があることから、条例改正を行うものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 議案第2号及び議案第3号について、一括して説明を申し上げます。

黒ナンバー16番の議案関係資料をご用意お願いいたします。

1ページ目をお開きください。

はじめに、議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

12月定例会において、議案提案し可決いただきましたが、会計年度任用職員制度の趣旨は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されたことから、本村においても条例を制定したものであります。

今回、令和2年度における各課等の勤務体制について、内部協議をとり進めた結果、第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム任用で勤務体制を構築しようとしていた所管箇所について、職員の募集に際し、これまでの経過も踏まえ、応募がない状況の箇所や、フルタイム任用が必要とする箇所を考慮し、パートタイムの任用から2号会計年度任用職員のフルタイムで任用し、勤務体制を構築しようとするものでございます。

このことを受けて、附則の第2項において、給与に関する特例として、現在雇用している一般非常勤職員や嘱託職員が引き続き会計年度任用職員として任用された場合で、その給与が施行日前日の賃金の年間総額に達しない場合には、必要な調整を行うことができるものとしておりますが、同様に、期末手当においても、在職期間の特例を行うことで、令和2年6月支給の期末手当基準日である6月1日において、3カ月未満の在職期間となり、100分の30を乗じて得た額となるものであります。

これにより、パートタイムで任用する会計年度任用職員との報酬との差に支障をきたすため、附則の第2項の次に第3項を加え、一般非常勤職員等が引き続き会計年度任用職員として任用された場合には、在職期間の取扱いについて、通算することで、令和2年6月に支給する期末手当を満額の100分の130を乗じて得た額とするものでございます。

施行期日は、12月定例会においてお示ししましたとおり、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案関係資料2ページをお開きください。

議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。令和2年1月17日付、総務省からの通知に伴い、会計年度任用職員は、地方公務員法上、サービスの規定に該当するとともに、懲戒処分等の対象となることを踏まえ、公務運営の適正確保の観点から、正規職員同様に、サービスの宣誓について、任命権者に対し、行わなければならない旨となりました。

これにより、第2条の次に、この第1項を加えるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第4号 中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第13、議案第4号、中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○**村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本村における住民サービスの向上や公的年金の支給年齢の引き上げに伴い、再任用職員制度の運用や、各部局における業務を勘案して定数を見直そうとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

○**総務課長（川尻年和君）** 議案第4号、中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16番の議案関係資料3ページをお開きください。

中札内村職員定数条例の改正は、平成19年度、施行改正以降改正がなく現在に至っておりますが、今回、それぞれの事務部局の職員数について、職員定数の総人数を増減せず、現在の職員数を精査し、再任用職員の雇用や今後の職員採用数を想定するとともに、監査委員及び選挙管理委員会の事務部局の職員については、それぞれが所管し、兼務していることを踏まえ、削除して改めるものでございます。

なお、この条例の施行については、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** 1点だけ参考に教えていただきたいというふうに思いますが、現在の時点の村長部局の職員数、あるいは教育委員会の事務部局の職員数についてお伺いをしたいというふうに思います。

○**議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

○**総務課長（川尻年和君）** 現在の職員数であります。村長部局につきましては71名です。

教育委員会につきましては11名です。

○**議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第15 議案第6号 中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第16 議案第7号 中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第14、議案第5号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第6号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第7号、中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日から施行されることに伴い、中札内村営住宅、中札内村特定公共賃貸住宅及び中札内村地域振興住宅の保証人制度の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16、議案関係資料4ページをお開き願ひ、新旧対照表により説明をさせていただきますと思います。

ただいま提案説明でありましたように、村営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域振興住宅管理条例の改正につきましては、民法改正により、保証人の保護に関する改正が行われ、建物の賃貸借に係る保証人など、個人根保証契約を締結する場合は、補償の限度額の定めがなければ、その効力が生じないこととなりました。

この改正を受け、国土交通省は、公営住宅における入居補償の考え方を検討し、個人根保証による限度額の設置が必要になったことや、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることから、今後、保証人を確保することがより一層困難な状況になることを懸念し、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人の確保ができないために、住宅に入居できないという事態が生じないようにする必要が生じました。

保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきと判断され、国が定める公営住宅管理条例に保証人が廃止されることとなりました。

また、北海道も国の保証人制度の廃止を受け、北海道住宅対策審議会において協議がされ、国と同様な考え方に至っております。

なお、国・道ともに保証人を廃止する場合は、保証人が実質的な緊急時の連絡先となっている場合が多いため、緊急時の連絡人を設けるなど対応が必要とされております。

以上のことから、本村においても、新旧対照表の第11条第1項第1号の保証人2名を廃止し、緊急連絡人の届け出に変更するものであります。

また、同条3項において、保証人を廃止することから削除し、4項から6項を各1号1項繰上するものであります。

附則ですが、この条例は、令和2年4月から施行するものといたします。

なお、経過措置を設け、施行日前に入居決定した者や、すでに入居している者においては、従前どおり、改正前の保証入居制度を適用することとしております。

次に、5ページの中札内村特定公共賃貸住宅管理条例及び6ページの地域振興住宅管理条例の改正につきましても、ただいま説明したとおり、村営住宅の保証人制度の改正にない、特定公共賃貸住宅及び地域振興住宅の保証人についても廃止とし、緊急連絡人の届け出に変更するものであります。

施行日及び経過措置につきましても、村営住宅の改正と同じとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

これら3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** 保証人2名がなくなって、緊急連絡人という形になると聞いたのですが、名称が変わることで、中札内村の責任の度合いというか、中札内村に対する何か変わる影響とかそういうのではないのでしょうか。

保証人がなくなるというところで。

そこをお聞きいたします。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** まず、保証人の関係でございますが、基本的に保証人については、家賃等の滞納の保障をしていかなければならないという役目がございます。

緊急連絡人におきましては、そういった法で求める家賃滞納の支払いの義務等については生じないものとなりますので、例えば、滞納者が多い場合については、保証人に連絡をし、公営住宅等の家賃の支払いに対しての抑止力になっていくのかなというふうには考えておりますが、現在、中札内において、滞納家賃、家賃を滞納する件数が非常に少なくなってきました。

今後、考えられるとすれば、逆に家賃滞納よりも、例えば、高齢者が入居するだとか、保証人が見つからないという入居者が増えた場合に、対応が非常に難しいと。

そういった部分を考慮して、今回については、緊急連絡人を設置するというようにしております。

違いにつきましては、保証人については、先ほども言ったように、家賃の保証をしなければいけない。

滞納した場合については、支払いの義務があると。

緊急連絡人については、その義務がないと。

ただ、民法の改正で、今回、保証人の制度が変わりまして、本来、限度額と言うのですが、限度額を定めないと、その保証人の保証能力が生じないということなのですね。

となると、例えば、家賃が1万円払っている方が、例えば、100万円まで限度額ですよしたら、その保証人が100万円まで保証するよということを明確にしなければならなくなったのですね。

これが民法の改正ということになりますので、そういったものを、今後定めなければいけないということになれば、当然、保証人になってくれる方がいらっしゃらなくなると。

そういったことを含めて、今回、いろいろ論議をさせていただく中で、保証人を廃止して、緊急連絡人ということで、例えば、一人入居だとかいろんなときに連絡が取れないということがありますので、そういったものを設置するというような形にさせていただいたところですよ。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 確かに保証人2名というのは、今までのあれが厳しかったのかなというふうに思いますけども、今度、緊急連絡人ということになった場合に、今までですと大体親族あたりが保証人になったりしていたと思うんですけども、今度改正された場合に、そうなる金額の保証等もあまり持たなくてもいいということになると、本当に友人とかそういった方々でも緊急のときに連絡がつく方であれば、そういった方でもいいということになっていくのでしょうかね。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 規則の改正を今後行いまして、基本的にはご家族の方を緊急連絡人とさせていただこうと思いますが、例えば、緊急連絡人のご家族が遠方の場合だとか、そういった場合がありますので、そういったときには、1名ではなく2名、1名以上という形で設定をしようとしておりますので、近くにいる友人だとか、例えば、職場の方だとか、そういうものを緊急連絡人に充てていこうというふうな考え方を持っております。

**○議長（中井康雄君）** よろしいでしょうか。

そのほかに、質疑はございますか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 大体分かってきましたけども、そうしますと、保証人制度がなくなるということですから、極端なこと言うと、今までの滞納していた人は、連絡保証人が保証していたと、こういうことですが、制度改正によって、それらについては、法的にそういう形できなくなったということですから、今、かなり家賃の完納も多いわけですので、そこまで行く仮定として、今までより以上に、徴収について、その入居者と連絡調整というのですか、頑張らなければならないことだなというふうに思っているところですよ。

もう1点は、既存入居者につきましては、新規入居者、そういう制度になるわけですが、公平性の観点から、滞納がない場合については、連帯保証人の解約を認めるところがあるように、ちょっと聞いているところもあるんですけども、この経過措置から言うと、なお従前の例によるということ、以前のままでよという規定なのですけども、そこら辺の考え方についてはどうなのでしょうかね。

お答えをいただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** まず、これまで以上に、滞納者に対する部分について、村が力を入れてやっていかなければいけないというお話でありました。

この部分につきましては、今回、改正に合わせて、中札内でいろんなお話を聞く場所がないものですから、選考委員会という委員会に、この部分について検討、検討というか協議会の中で検討してまいりました。

その部分については、選考委員会の中からも、しっかり村が今まで以上の収入を早めに

入居者とのお話をする中でしっかりやっていくということを条件に変更することが良いのではないかという意見もいただいておりますので、その部分については、これまで以上にしっかり業務を進めていくというような形を考えております。

次に、経過措置の関係であります。実際に不公平になるので、今回、合わせて両方改正をするという方法もございました。

しかしながら、現在、未納の方が数名いるということもあり、ここで保証人を欠いてしまうということについては、今の未納者に対する抑止力について、すぐ解消になるということにはならないものですから、時間をかけながら、最終的には保証人制度から緊急連絡人の方に移行をしたいというふうな考え方で進めることにしてございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 今お聞きしましたけれども、新しくなる緊急連絡人、この年齢制限とか何か、そういうものは特別に規定がされておられるのかどうか。

お聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 緊急連絡人に関する年齢制限だとかいろいろなものについては、特に制限をかけておりません。

これまでは保証人について、入居者と同額程度の収入がある者としておりましたが、緊急連絡人につきましては、なるべく内規等の中で、さっき言ったように親族という部分で進めていきたいかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号 中札内村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第18 議案第9号 中札内村営農用水道設置条例の一部を改正する条例に制定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第17、議案第8号、中札内村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議案第9号、中札内村営農用水道設置条例の一部を改正する条例に制定についての2件を一括議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、帯広市岩内地区の一部区域が中札内村の簡易水道及び営農用水道の給水区域に隣接していることから、帯広市からの要請を受け、中札内村の給水区域に帯広市の岩内地区の一部を追加しようとするため、簡易水道設置条例及び営農用水道設置条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) それでは、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16、議案関係資料7ページ及び8ページの資料となっております。

ただいま、提案説明でありましたように、簡易水道設置条例及び営農用水道設置条例の改正は、現在、中札内村が給水を行っております帯広市岩内地区の一部を給水区域に追加するものでございます。

中札内区域に追加する範囲につきましては、7ページ及び8ページの改正後別図とご覧

いただき、斜線部分となつてございます。

両条例同じ地区となつてございます。

帯広市岩内地区の一部へ給水を行うこととなつた経過といたしましては、昭和57年4月に帯広より簡易水道及び営農用水の給水依頼があり、帯広市が実施した道営土地改良事業により、給水工事完了後、昭和58年6月から中札内村が簡易水道及び営農用水として供給しているところであります。

本来であれば、水を供給している市町村において、給水区域を定めるものとなっておりますが、帯広市の区域から中札内区域への変更がされないまま、現在に至っております。

今回、帯広市の水道事業統合に伴い、帯広市の条例整備が必要になり、帯広市から中札内村への給水区域の変更依頼があつたことから、現状に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

附則ですが、この条例は、交付の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** そうしますと、今ちょっと聞いていますと、昭和58年の6月から供給していたと。

それについては、ここの条例については整理をしていなかったということですから、条例で整備すべきところをしていない状態で今日まで来たという、そういう解釈でよろしいのですか。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** そのとおりでございます。

**○議長（中井康雄君）** よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 分かりました。

それで、ここの斜線付いた部分が、今までも供給しているということなのですが、これの受益戸数ですか。

受益戸数と、いわゆる営農用水区域にもなるということで、その区域面積とか、その2件については分かるのでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 区域面積については、ちょっと資料がなく説明できないのですが、現在、簡易水道含めて5軒の申し込みがございます。

当時、営農をやられていた当時については、4軒からということになっておりますが、簡易水道の方、例えば、1軒で親子になったとか、そういった部分を別分けにすると、現在、5戸が使用申請を受けているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** ちょっと端的に思うのは、中札内村でそれぞれ給水や何かやってきていることですね。

そうやってきた部分について、帯広市の、人を外すということではないけれども、特な形で、今の5戸について、水道、営農用水について供給していたということで、その辺は村内

の扱いのほかに、帯広だから特別こうだよという、そんな料金とか云々（うんぬん）という、そんなのはやってきているのでしょうかね。

ちょっと分からないので聞くのですけども。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 料金につきましては、条例に基づいての料金になりますので、中札内村が供給する場合につきましては、全てにおいて条例に基づく料金として設定をしております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、中札内村簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、中札内村営農用水道設置条例の一部を改正する条例に制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第19 議案第10号 中札内村文化創造センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第19、議案第10号、中札内村文化創造センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○**村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本年度購入したフルコンサートピアノについて、使用料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいませうようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** 補足説明、阿部教育次長。

○**教育次長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16番、議案関係資料9ページをお開きください。

提案説明のとおり、本年度購入したイタリアファツィオリ社製フルコンサートピアノの使用料を設定しようとするものです。

中札内村文化創造センター条例の一部を改正する条例、新旧対照表ですが、まず、この別表第5条関係の下段の方をご覧ください。

2、特別使用料に5号として、フルコンサートピアノの使用料を設定しようとするもので、1回5,000円。

ただし、練習時と村民の使用は半額の2,500円に定めようとするものです。

使用料の根拠ですが、これまでのヤマハのコンサートピアノは無料としていましたが、管内ファツィオリと同レベルのフルコンサートピアノを所有する自治体を調査したところ、使用料を徴していることから、同程度の使用料金を定めようとするものです。

練習、リハーサルは同様に半額といたしました。

また、今回、ピアノの購入につきましては、ふるさと納税を活用して導入した経緯もありますので、村内者についても半額で利用していただこうと思います。

この表の上段にあるステージを削除しようとするのは、文化創造センターハーモニーホールは、ホールとステージありまして、このステージだけで利用した場合も、ホール全体が使えませんので、それぞれ別々に利用することはございません。

これまでも、一切なく、今後も別々で使用する利用は想定しないことから、削除をしようとするものです。

施行日につきましては、お披露目のコンサートを終え、使用を認める令和2年5月18日とするものです。

資料の10ページからの施行規則につきましても、ホールとステージの同時利用について削除を行うのと、12ページ、13ページの使用許可申請書等様式を併せて改正をしようといいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番大和田議員。

○**4番（大和田彰子君）** 村内の方がピアノを練習したい、ピアノを使用したいという場合は、1回2,500円って書いてあるのですけれども、これはステージの上で使用することになりますよね。

となると、ステージの料金も取るということなのでしょうか。

それとも、ピアノを練習するの格納庫だけであるわけではないですよね。

その辺をちょっとお聞きします。

○**議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

○**教育次長（阿部雅行君）** 基本的にホールの方で練習等を行う場合は、そちらの方使えなくなりますので、そちらの料金をいただくようになります。

そして、ピアノの料金につきましては、特別使用料という形になりますので、プラスの料金になります。

○**議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

2番中西議員。

○**2番（中西千尋君）** もう一度、そのステージの使用について、若干分からなかったのですが、今までもそのステージのみで使った経緯はないということで受け止めましたし、今後も多分ステージのみで使うことはなしということで削除されたと思うのですが、そういう認識でよろしいですか。

○**議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

○**教育次長（阿部雅行君）** ステージを使いますと、それと隣接するホールの方も当然使えなくなりますので、これまでの使用もありませんし、これまで分ける必要がないというのがありましたので、今回、これを削除して、ホール、ステージ一体で1回の使用料、時間2、400円という形にさせていただきます。

○**議長（中井康雄君）** ほかにございますか。

3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** 算出の根拠を聞きたいなということで思っていたのですが、次長の方から説明があったのですが、ヤマハを持っている町村の例を捉えると5,000円ということなのですが、これは十勝管内なのか、あるいはまた、北海道全体なのか。

その辺の状況はどうなのでしょう。

○**議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

○**教育次長（阿部雅行君）** 十勝管内の状況を調査して、中札内村の今回の決定をいたしました。

状況といたしましては、大樹町、スタンウェイのフルコンサートピアノで5,000円。

ここはヤマハのグランドピアノもありまして、こちらも料金取ってまして、1,500円。

池田町、ベーゼンドルファーフルコンサートピアノです。5,000円。

幕別町、ベーゼンドルファーフルコンで5,000円。

ヤマハセミコンサートピアノで2,500円。

音更町、フルコンサートピアノのスタンウェイで5,250円。

ヤマハは無料。

清水町、ヤマハで5,250円。

豊頃町、ヤマハで3,000円。

帯広市、十勝プラザに設置しているのですが、フルコンサートピアノスタンウェイ、ベーゼンドルファー、ヤマハあるのですが、こちらは5,090円という形になっています。

調査したのは、この十勝管内になります。

○**議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかにございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 私が気になることをお尋ねします。

今、いただくことばかり協議をされていますけれども、村として、教育委員会として、減免をする場合、どういう内容のときかご説明をいただきたいと思います。

今、使用料のお話を中心でございましたけれども、教育委員会として、村として、減免措置を講じる場合の想定、内容についてお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 減免につきましては、公的な利用についてはお金を取らないという形でしています。

これは、文化創造センター、そのほか、村の公共施設についても同様ですが、公的なものの実施の場合は料金は取らない形を取ってございます。

それは今後も変わらないと考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ちょっと条例から外れるかもしれないのですが、今まであったヤマハのピアノでしたか。

それが最初に入ったときのことなのですが、ある先輩議員の方から、その前の、今あるヤマハのピアノについては、ある建設業界からの寄贈だというようなお話を聞いたのですが、その辺はそのとおりなのでしょうか。

それとも村が買ったものなのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 既存のセミコンサートピアノヤマハのS6というタイプですが、これは平成9年当時、約400万円で村の方で購入してございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、中札内村文化創造センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第20 議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（中井康雄君） 日程第20、議案第11号、定住自立圏の形成に関する協定の変更

についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件、定住自立圏形成協定の変更につきましては、平成23年度から取り組んできた定住自立圏構想について、帯広市と管内18町村との間で、現協定の追加及び削除等の協議が整ったことから、帯広市と各町村が協定を締結するため、中札内村議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議決を経ようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 議案第11号、定住自立圏の形成に関する協定の変更について、説明を申し上げます。

定住自立圏構想については、中心市と近隣町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保することとし、地方圏における定住の受け皿を形成することとされ、十勝は帯広市が中心となり、平成23年度に協定を締結、共生ビジョンを作成し、取り組みを進めてきております。

現在、令和2年度からの第3期のビジョン作成を進めているところでございます。

それでは、黒ナンバー16番の議案関係資料14ページをお開きください。

協定の新旧対照表で説明いたしますが、14ページから26ページまであります。

改正に係る部分のみ説明をいたします。

はじめに、協定書について省略いたしますが、第7条まであり、目的、基本方針、取り組み、役割分担などを定めております。

今回は、第3条の別表に定める連携する取り組み及び役割分担の変更になります。

資料には、別表1から別表3まですべて記載しており、改正部分についてアンダーラインを引いております。

19ページをお開きください。

まず、別表第1、生活機能の強化に係る政策分野の4、産業振興、(2)フードバレーとから推進にバイオマス利活用を新たな取り組みとして追加するものであります。

これまで、フードバレーとからの中で、バイオマス利活用について協議等を行ってまいりました。

今回、項目を立てて、バイオマスの利活用に係る協議等の拡充を図るものでございます。

次に、22ページをお開きください。

(8) 航空宇宙産業基地構想の推進の項目の削除であります。

すでに大樹町において宇宙航空研究開発機構をはじめとして、民間企業や大学等により、さまざまな実験が行われていることから、定住自立圏としてではなく、とちか航空宇宙産業基地誘致期成会として今後は取り組んでいくものでございます。

次に、25ページをお開きください。

別表第2、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野。

3、移住、交流の促進。

(2) 結婚を希望する若者の支援の項目の削除でございますが、北海道が推進する結婚支援ネットワークが構築されたことや、各市町村等において、民間と連携をしながら、独

自で結婚支援の方策を行っていることから、定住自立圏として一定の役割を果たしたものと判断したものでございます。

次に、26ページをお開きください。

別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野。

2、データ分析。

(1) 圏域レベルのデータ集積活用の項目の削除であります。人口や経済の状況などについて、すでに圏域レベルのデータを活用しており、先の削除同様に、定住自立圏として一定の役割を果たしたものと判断したものでございます。

この協定に基づき、連携して取り組む具体的な事業については、定住自立圏共生ビジョンの中で詳細をまとめてまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号、定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

14時10分まで休憩いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思っております。

## ◎日程第21 議案第12号 工事請負契約の変更について

○議長（中井康雄君） 日程第21、議案第12号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○**村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新庁舎建設電気設備工事において、各種ネットワーク環境の設置及び移設にかかる工事を一括発注することにより、工期の短縮や低コストにつながることから、工事請負契約の金額を変更しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

○**総務課長（川尻年和君）** 議案第12号、工事請負契約の変更について、補足説明を申し上げます。

はじめに、黒ナンバー8番、議案の32ページに記載しております。

昨年9月定例会において議決いただきました新庁舎建設電気設備工事について、設計変更し、工事請負契約における契約金額を1億3,068万円から1億3,916万1,000円に変更するものでございます。

次に、黒ナンバー16番、議案関係資料をご用意お願いします。

27ページをお開きください。

新庁舎建設電気設備工事の工事請負契約については、記載のとおり、川岸電設株式会社と令和元年9月20日から令和3年3月5日までの工期で契約を締結しております。

また、工事の概要については、受変電設備、キュービクル、非常用発電機等の電気設備工事一式であります。

次に、28ページをお開きください。

電気設備の図面を添付しております。

令和2年において取り進める光ケーブル引き込み、勤怠管理システム設置委託、LANケーブルの接続、総合行政システム及び庁内ネットワーク設置業務委託などの工事等をそれぞれ発注することになりますが、それぞれの工事等における配線に係る部分について、新庁舎建設電気設備工事に一括に盛り込むことで、適切な時期に取り進めることができ、工事期間の短縮、工事費用を安価に抑えることができるものであります。

また、統一した共通資材を利用することで、品質確保にもつながるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番船田議員。

○**6番（船田幸一君）** 実は、この工事に関して、落札率が先には非常に低かったということが記憶してございます。

これが後付けの話なのか、それとも、設計変更によるものなのか。

その辺明確にさせていただきたいと思えます。

○**議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

○**総務課長（川尻年和君）** この工事につきましては、令和2年度に行う工事です。

この部分について、一括でやることによって、工事の短縮、さらには、工事が安価になるということ踏まえて、設計変更による取り進めでございます。

○**議長（中井康雄君）** 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 設計変更ということであれば、話がよく理解できると私は思いますが、そういうことで、それ以上の話については、差し支えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 先日の全員協議会でも説明があったところですが、この契約額、848万1,000円が増えるという内容なのですが、何を基準にこれだけ増えるのか。

その基準に基づいて算出したと思うのですが、何を基準に算出をして848万1,000円増えるという形を取ったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 28ページの図面に記しておりますとおり、ここに11の事業がございます。

この部分に係る配線工事。

この部分を抜き出して、工事額を決定し、さらには、落札率を掛けて計算したものであります。

よって、848万1,000円ですか、こちらの方が追加というふうになるものでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） その辺は分かるのですが、例えば、俗に言う、道単価に基づいて算出したとか、近郊の市況に基づいて単価を出して掛けていくと八百何十万円が出てきたとかという、そこら辺の何かがあると思うのです。

そこら辺をちょっと確認しておきたいなということです。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 設計にあたって、道単価の基準も準用していると思いますが、基本的には、それぞれの見積りに基づいて、配線に係る部分を一括したものでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 2 2 議案第 1 3 号 令和元年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第 2 3 議案第 1 4 号 令和元年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 4 議案第 1 5 号 令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 5 議案第 1 6 号 令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 6 議案第 1 7 号 令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 7 議案第 1 8 号 令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 2 2、議案第 1 3 号から、日程第 2 7、議案第 1 8 号までの令和元年度中札内村各会計補正予算についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 5 8 6 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 6 0 億 9 2 0 万 9, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 3, 1 2 5 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 億 4 8 0 万円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 2, 6 9 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 9, 7 8 8 万 1, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 3 8 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 7, 0 2 4 万 2, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 1, 0 5 4 万 4, 0 0 0 円を減額し、総額を 3 億 1, 4 8 5 万 8, 0 0 0 円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 5 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 5, 7 9 1 万 6, 0 0 0 円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 1 0 番をご用意ください。

はじめに、各施設管理において、共通する事項についてご説明いたします。

本年度は、燃料価格の高騰のため、役場庁舎、上札内保育園、農村環境改善センター、屋内多目的運動施設、文化創造センター、各学校、給食センターの燃料費の追加があります。

当初予算は、A 重油であれば 9 0 円ほどの単価でございましたが、現在は 1 0 0 円ほど

になっており、合計の補正額は、8施設で191万円余りを追加したものでございます。

それでは、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係る特定財源について、併せて説明いたします。

歳入では、同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね100万円以上の増額補正、減額補正について、説明を申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入費の減額については、100万円以上であっても、入札等の執行及び契約金額の確定による補正理由の場合は省略させていただきます。

32ページをお開きください。

1款、1項、1目議会費、説明欄上段、議員報酬191万3,000円。

議員期末手当109万円及び議員共済負担金100万円の減額は、議員の定数8人に対し、1名欠員が生じたことによるものでございます。

34ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、積立金、公共施設等整備基金積立8,000万円の追加。

また、ページ数は別であります。62ページに、食と農業・農村振興基金積立3,415万円の追加があります。

これは、本年度の村税の追加、歳出執行残により生じた財源を、将来の公共施設整備などに備えるため、積み立てを行うものでございます。

34ページ、説明欄下段、郵便料117万8,000円の追加は、ふるさと納税に関する郵便料も含め、公文書の送付等の郵便料の増加に伴うものでございます。

35ページをご覧ください。

説明欄上段、工事管理委託134万8,000円の追加は、役場新庁舎建設工事に係る実施設計の完了後に、庁舎備品等のレイアウトを行った結果、狭隘な状況になったため、実施設計図を変更し、改めるものでございます。

そのことによる図面等の訂正を行おうとするものでございます。

説明欄、その下段、新庁舎建設工事3,157万7,000円の減額は、入札執行に伴う契約額確定によるもので、電気設備の設計変更額を加味して減額するものでございます。

併せて、特定財源として、国からの補助金及び地方債を減額するとともに、庁舎整備基金からの繰入れも減額しております。

36ページをお開きください。

説明欄中段、土地購入費247万円の減額は、ときわ野第4分譲地において買戻しがなかったことによるものでございます。

次に、38ページをお開きください。

2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、地方バス路線維持対策補助金170万5,000円の減額は、利用率の向上と国及び北海道からの助成金が増加したことにより、本村からの補助金が減額になったものでございます。

39ページをご覧ください。

3目まちづくり推進費、説明欄下段、小規模企業支援補助金は、今年度、新分野進出等に対して、交付申請がなかったことから、300万円を減額するものでございます。

併せて、特定財源として、ふるさと活性化基金繰入金を減額しております。

次に、45ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、プレミアム付商品券販売委託218万円の減額は、当初見込んだ申請数より下回ったことによるものでございま

す。

なお、特定財源として、国庫補助金も減額しております。

次に、47ページをお開きください。

4目障害者福祉費、説明欄下段、デイサービス事業委託135万6,000円の減額は、対象者がグループホームへ入居したことによるものでございます。

説明欄、その下段、日中一時支援事業委託245万6,000円の減額は、今年度、利用者数が減ったことによるものでございます。

併せて、特定財源の国庫補助金も減額しております。

説明欄、その下段から、48ページにかけて、南十勝こども発達支援センター負担金126万7,000円の減額は、南十勝こども発達支援センターにおいて、今年度、正規職員の中途退職や、育児休暇の取得により、人件費が減ったことによるものでございます。

説明欄、その下段、介護給付費775万円の減額は、重度訪問介護の利用が伸びなかったことによるものでございます。

説明欄、その下段、訓練等給付費743万円の追加は、グループホーム入居が増えたほか、就労継続支援A型の利用が増えたことによるものでございます。

次に、49ページをご覧ください。

6目社会福祉医療費、説明欄上段の重度心身障害者医療費については、医療費の減少が見込まれることにより、248万9,000円を減額いたします。

特定財源の道補助金についても減額しております。

次に、51ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費、説明欄上段、児童手当369万5,000円の減額は、児童手当を支給対象児童の減少によるものであります。

併せて、特定財源の国庫負担金及び道負担金も減額しております。

次に、52ページをお開きください。

3目中札内保育園費、説明欄中段、保育士及び調理員代替賃金510万4,000円の減額は、年間を通して、代替保育士を公募していましたが、応募がなく採用ができなかったことによるものでございます。

説明欄、その下段、保育士賃金1,117万円の減額は、年間を通して、嘱託職員を公募していましたが、応募がなく採用ができなかったため、嘱託職員4名に係る人件費を減額しております。

説明欄、その下段、賄い材料費111万8,000円の減額は、園児数の減少による食数の減によるものであります。

次に、55ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、説明欄中段、鳥獣駆除賃金99万円の減額は、当初予算で見込んでいたシカ及びキツネの捕獲頭数より少なかったことによるものでございます。

次に、58ページをお開きください。

5目予防費、説明欄上段、予防接種業務委託84万1,000円の減額は、四種混合、高齢者肺炎球菌、B型肝炎、日本脳炎の今年度における予防接種者の見込みに合わせて減額するものでございます。

説明欄、その下段、風疹予防接種業務委託111万円の減額は、全対象者数で予算計上をしておりましたが、今後の予防接種者を見込み、併せて減額するものでございます。

次に、60ページをお開きください。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、説明欄中段、十勝圏複合事務組合負担金205万7,000円の減額は、環境分の運営分担金が確定したことによるものでございます。

次に、63ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄下段、環境保全型農業直接支援対策事業補助金197万7,000円の減額は、本事業の実績面積が確定によるものでございます。

併せて、特定財源の道補助金も減額しております。

次に、64ページをお開きください。

4目土地改良事業費、説明欄中段、道営担い手畑総事業、札内川右岸北部地区負担金3,039万9,000円の追加は、事業主体の北海道において、春先からの早期の工事着手に伴うものであります。

特定財源の道補助金も精査しております。

併せて、翌年度の工事になることから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、68ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、まちなかにぎわいづくり事業補助金176万円の減額は、補助金の見込みに合わせて減額するものでございます。

併せて、特定財源の商工業振興基金からの繰入れも減額しております。

次に、72ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目除雪対策費、説明欄下段、除雪委託3,000万円の追加は、2月の降雪が多く、出動回数が増えたことで、今後の見込みに合わせて増額するものでございます。

次に、74ページをお開きください。

5項住宅費、1目建設総務費、説明欄中段、定住促進補助金182万3,000円の減額は、今年度における今後の申請者数を見込み、併せて減額するものでございます。

次、75ページをご覧ください。

4目公営住宅建設費、説明欄下段、公営住宅改修工事429万円の減額は、工事の完了に伴う執行残であります。

併せて、特定財源として、国からの交付金及び地方債を減額しております。

次に、76ページをお開きください。

6項営農水道費、1目水道管理費、説明欄下段、水道共同施設維持管理負担金231万3,000円の減額は、南札内浄水場前処理装置設置工事において、入札執行による工事費の減によるものでございます。

次に、79ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄上段、永井明奨学金貸付金について、今年度における貸付金が確定したため、実績により242万円を減額します。

特定財源として基金繰入金を同額減額いたします。

次に、82ページをお開きください。

2項学校給食共同調理場費、2目業務費、説明欄上段、調理員賃金123万3,000円の減額は、嘱託職員の調理員が年度途中まで欠員状況が続いたことによるものでございます。

次に、82ページ下段、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄下段、情報通信ネットワーク環境施設整備工事1,035万2,000円の追加は、中札内小学校に国のGIGAスクール構想の実現に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業を取り進めるも

のでございます。

特定財源として、国庫補助金と地方債を充当するものでございます。

併せて、翌年度の工事になることから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

83ページをご覧ください。

説明欄上段、学校用コンピューター369万円の追加は、先に説明を申し上げました国のGIGAスクール構想に係る情報機器の整備を行うものでございます。

これに対しても、特定財源として、国庫補助金を充当するものでございます。

併せて、翌年度の備品購入となることから、繰越明許費の設定を行うものであります。

なお、議案資料の29ページから37ページまで、GIGAスクール構想に関する資料を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

次に、84ページをお開きください。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄下段、情報通信ネットワーク環境施設整備工事1,059万3,000円の追加と、説明欄下段、学校用コンピューター184万5,000円の追加は、先に説明を申し上げたとおり、中札内小学校同様に、国のGIGAスクール構想実現に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業に係るものでございます。

特定財源についても、国庫補助金と地方債を充当するものでございます。

併せて、翌年度の工事になることから、繰越明許の設定を行うものでございます。

次に、87ページをお開きください。

5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄下段、ピアノ639万2,000円の減額は、選考したピアノ取扱い会社との契約締結に伴い、購入が確定したことによるものでございます。

特定財源として、文化振興基金繰入金を同額減額いたします。

説明欄、その下段、文化振興奨励事業補助金100万円の減額は、文化振興奨励事業分について、今年度における今後の申請者数を見込みに合わせることにによるものでございます。

特定財源として、文化振興基金繰入金を同額減額いたします。

次に、88ページをお開きください。

4目文化創造センター管理費、説明欄下段、ボイラー更新工事4,290万円の追加は、文化センターのボイラーについて、設置から20年以上経過し、老朽化と交換に要する部品の製造が終了したため、ボイラーの更新を進めるものでございます。

併せて、特定財源として、公共施設等整備基金を繰り入れるものでございます。

なお、議案資料の38ページから39ページまで、文化創造センターのボイラー更新に関する資料を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、90ページをお開きください。

12款公債費の長期債償還の利子の減額は、借入金及び借入利率の確定に伴う減額でございます。

説明欄、その下段、13款諸支出金、特別会計繰出金であります。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道の4会計合わせて39万4,000円を減額しております。

次に、91ページをお開きください。

給与費の明細書であります。特別職の表であります。

議員に係る報酬、期末手当、共済費の減額は、議員定数8名に対し、1名欠員が生じたこ

とによるものでございます。

次に、92ページの一般職の表、給与及び共済費の比較における減額については、職員  
の病気休職が大きなき要因で、その他の減額は、扶養等の異動によるものでございます。

次に、戻っていただきまして、14ページをお開きください。

歳入についてご説明を申し上げます。

はじめに、1款村税で、1項村民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項たばこ税に  
ついては、現在の賦課及び収納率を見込み、それぞれ追加するものでございます。

現年度の固定資産税の収納率は99.8%で見込んでおります。

次に、16ページをお開きください。

上段、8款地方特例交付金、2項子ども子育て支援臨時交付金は、幼児教育、保育料無償  
化に伴う臨時交付金で、500万円を追加するものでございます。

次に、中段、9款地方交付税、普通交付税は、交付額の確定によるもので、3,269万  
6,000円を追加するものでございます。

次に、17ページをお開きください。

下段、12款使用料及び手数料、村営住宅使用料86万7,000円の追加及び特定公  
共賃貸住宅使用料240万8,000円は、家賃の確定によるものです。

公営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて変わりますが、令和元年度は増加となりまし  
た。

次に、18ページをお開きください。

上段、営農用水道使用料172万5,000円の減額は、使用水量の減額に伴うもので  
す。

下段、使用料及び手数料、居宅介護サービス計画手数料138万円の減額は、現人員で  
担当できる定数を超えたため、村外の民間居宅介護支援事業所に計画作成を依頼したもの  
でございます。

次に、24ページをお開きください。

中段、14款道支出金、農地利用最適化交付金は、農地利用に係る活動実績、成果実績に  
応じて254万4,000円を追加するものでございます。

次に、26ページをお開きください。

下段、15款財産収入、2項、1目財産売払収入であります。ときわ野第4分譲地の売  
買契約が締結され、当初見込み区画数よりも4区画の分譲地が売れたことによるもので  
ございます。

よって、宅地分譲地売払収入も増えたことに伴い、1,215万3,000円の追加を行  
っております。

その下段、立木売払いは、材単価の上昇に伴い、150万円を追加しております。

次に、29ページをお開きください。

上段、19款諸収入、保育所広域入所受託事業収入118万8,000円の追加は、帯広  
市及び秋田県大館市より園児を受け入れたことによるものでございます。

次に、29ページ下段から30ページ上段にかけてであります。

まず、29ページ下段、19款諸収入、雑収入、資源ごみ売払105万5,000円の  
追加は、牧場内から出た鉄くず等を売り払ったことによるものでございます。

次に、30ページ上段、北海道市町村備荒資金組合納付金還付金900万円の追加は、  
当初、消防庁舎設計委託業務に対して、公共施設等整備基金を充当していましたが、今後  
の公共施設の修繕等を見据え、財源を備荒資金組合納付金還付金に変更するものでござい

ます。

次に、31ページをご覧ください。

21款環境性能割交付金は、昨年の10月に消費税が10%に引き上げると同時に導入され、自動車を購入するときにかかってくる税金で、自動車取得税の後継となる制度であります。

今回、交付見込みの200万円を追加するものでございます。

8ページにお戻りください。

第2表、継続費の補正は、減額補正後の役場庁舎建設事業について、総額及び年割額を変更するものであります。

次に、9ページをお開きください。

第3表繰越明許費の補正は、先ほど説明いたしました道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金ほか3事業になります。

その下段、堆肥化处理施設攪拌機ロータリー製造委託事業については、契約額確定に伴い、変更するものでございます。

次に、10ページに移ります。

第4表債務負担行為の補正は、新年度から中札内村児童館及び上札内交流館の指定管理業務の委託に対して4年間の限度額を定めるとともに、道の駅関連施設等の指定管理業務委託料の債務負担行為を行おうとするものでございます。

令和2年度から契約を行うことから、今回、提案するものでございます。

その下段、4事業の償還金は、契約額確定に伴い変更するものでございます。

次に、11ページをお開きください。

第5表地方債の補正であります。学校教育施設等整備事業債の限度額を定めるとともに、その下段、それぞれの事業債について、借入額に合わせて限度額を減額変更しようとするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** 次に、坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** それでは、私の方から、国民健康保険特別会計補正予算及び後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足をして説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番及び13番をご用意いただければと思います。

まず、黒ナンバー11番、国民健康保険特別会計補正予算書10ページをお開きください。

最初に歳出になります。

下段、2款保険給付費、説明欄上段、一般被保険者療養給付費2,856万6,000円の追加は、医療費が例年より多く推移しており、また、今後の支出も見込まれることから、増額をするものであります。

中段、退職被保険者等療養給付費52万円の減額は、12月診療分までの支出状況を勘案し、減額するものであります。

その下、11ページになります。

下段、説明欄、一般被保険者高額療養費467万2,000円の追加は、療養給付費と同様に、当初見込んだよりも多く推移していることから、増額しようとするものであります。

次に、15ページをお開きください。

下段、9款諸拠出金、説明欄の特定健康診査等負担金償還金44万9,000円の追加ですが、平成30年度の精算額が確定したことによるものであります。

次に、戻って6ページになります。

歳入になります。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者分173万6,000円の追加ですが、これは被保険者数の減少はあるものの、賦課限度額の上限及び税率の引き上げ、所得の増などにより、当初予定して税収を確保することができたものであります。

次に、その下、7ページになります。

上段、2款道支出金、説明欄、保険給付費等交付金の普通交付金ですが、これは市町村の保険給付の実績に応じ、同額を交付されるもので、歳出でご説明したとおり、保険給付費が見込みより多く推移していることから、歳出の保険給付費と同額の3,214万5,000円を追加するものであります。

その下段、特別交付金、説明欄、特定健康診査等負担金36万6,000円の追加は、交付額決定によるものであります。

次に、その下、4款繰入金、一般会計繰入金、説明欄、事務費負担分124万6,000円の減額は、支出減によるもので、出産育児一時金分84万円の追加は、今後の支出が見込まれることから。

地方単独事業分41万8,000円は、未就学児に係る医療費助成が国保の減額調整措置となくなってきたため減額するもので、財政安定化支援事業22万3,000円の減額は、交付額の確定によるものであります。

次に、その下段、保険基盤安定繰入金軽減分29万4,000円の追加。

また、その下、支援分39万2,000円の追加は、額の確定によるものであります。

続いて、8ページをお開きください。

上から2段目、5款繰越金は、平成30年度決算額の残額138万4,000円を追加し、その上の4款繰入金、基金繰入金460万円の減額ですが、令和2年4月から導入する国保事務処理標準システムに係る経費のうち、本年度分の補助額が決定し、基金からの繰入額が減額になったことによるものであります。

続きまして、黒ナンバー13番、後期高齢者医療特別会計補正予算になります。

6ページをお開きください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料ですが、直近の調停額より推計し、年金からの特別徴収保険料については345万3,000円。

普通徴収保険料については105万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、2款繰入金、1目一般会計繰入金、上段の事務費繰入金101万8,000円の減額及びその下、保健基盤安定繰入金29万8,000円の減額は、額の確定によるものであります。

最下段、3款繰越金65万円の追加は、平成30年度決算額の確定に伴うものであります。

続いて、7ページをご覧ください。

歳出ですが、最下段、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険料等負担金421万1,000円の追加は、広域連合に納付するべき保険料が増額したことによるものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明の途中ではございますが、休憩をしたいと思います。

15時10分まで休憩いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

**○議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

説明をお願いいたします。

高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー12番、介護保険特別会計補正予算書10ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたしますが、財源となる歳入の調整額も一部補足いたしますので、歳入側での同様の説明は省略いたします。

ページ上段、1款総務費、1項、1目一般管理費、右側説明欄中段、介護保険システム改修委託64万5,000円の増額は、翌年度に予定される介護報酬改定に対応するためのもので、財源として、ページ中列、国庫補助金で3分の2の補助により、42万9,000円の収入を見込んでおります。

次に、11ページ、3項、1目介護認定審査会費、説明欄、南十勝介護認定審査会負担金59万4,000円の減額は、南十勝4町村で共同設置する審査会費用について、今年度の決算見込みにより減額するものでございます。

続いて、ページ中段、2款保険給付費、1項、1目介護サービス等諸費、19節3,021万7,000円の増額は、右側説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービス等給付費で、訪問入浴介護の利用日数増加のほか、認知症グループホーム梅花荘の入所日数の増加並びにデイサービスの利用日数増加などにより、722万3,000円を追加するものです。

また、二つ下の施設介護サービス給付費は、老人保健施設の利用者増加などによる所要額として、2,267万4,000円を増額するものでございます。

この給付費に係る財源は、ページ中列、国庫支出金の合計額で519万円余り。

道支出金で424万円のほか、12ページに渡り、記載のとおり歳入側の財源調整を行っております。

続いて、14ページ、下段、2款保険給付費、4項、1目特定入所者介護サービス等諸費155万2,000円の増額は、施設入所者等の低所得者を対象とした食費、居住費の負担軽減を行うものでありますけれども、先ほどの施設入所者の増加に伴う所要額として、見込額を追加するものでございます。

この財源につきましては、ページ中列記載の財源内訳、国庫支出金以下15ページにかけた収入を見込んでおります。

次に、ページが飛びますが、20ページをお開きください。

ページ上段、5款基金積立金、1項、1目介護保険事業基金積立金515万6,000円の減額は、介護給付費の予算増額に伴い、予定していた基金への積立が見込めないことから、現予算の全額を減額するものでございます。

その下、7款諸支出金、1項、1目償還金、国庫支出金等返還金149万8,000円の増額は、当年度以前の介護給付費に係る国庫支出金の精算により、国への返還額が生じることから、今回、予算として追加するものでございます。

次に、6ページ、歳入までお戻りください。

ページ中段、3款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金の374万円余り。

その下、2項、1目調整交付金の158万円並びに、7ページ上段の4款道支出金。

ページ下段の5款支払基金交付金で、それぞれ現年度分として追加する予算は、歳出側の介護給付費の増額に伴うもので、それぞれ規定の負担割合に応じて再調整を行い、本年度における収入見込み額として、今回、補正しております。

なお、7ページ上段、4款道支出金、1項、1目介護給付費負担金のうち、過年度分、説明欄、介護給付費負担金過年度分119万4,000円の増額につきましては、歳出で説明させていただいた国への返還額とは逆に、当年度以前の介護給付費に係る道負担金の精算により、追加交付を見込んでおり、今回、増額するものであります。

次に、8ページをお開きください。

上段、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正総額318万2,000円の追加は、説明欄上段の介護給付費繰入金現年度分401万3,000円の増額以下、目的別に一般会計からの繰入額を調整するものであります。

その下、2項、1目介護保険事業基金繰入金594万1,000円の増額は、歳出予算の増額により発生する財源不足を補うほか、会計全体の財源調整を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 次に、成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

黒ナンバー14、簡易水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開き願います。

歳入ですが、1款分担金及び負担金の2目水道工事負担金611万6,000円の減額は、委託料及び工事に係る入札による減に伴い、負担金を減額するものでございます。

その下段、3目水道受水費負担金69万7,000円の増額は、畑かん導水路工事の期間が延長したことに伴い、工事事業者からの受水量が増加することによるものでございます。

2款使用料及び手数料の水道使用料593万9,000円の追加は、業務用及び大口使用者の使用料が増加したものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

下段、7款村債の簡易水道事業債1,100万円の減額、工事等の入札による減額に伴い、事業債の借入額が減少したことによるものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳出の右説明欄中段、施設整備費、工事請負費1,664万9,000円の減額は、南札内浄水場濾過池前処理施設設置工事、東1条北1丁目水道新設工事、40号減圧弁バイパス管新設工事及びメーター取替工事の入札等による執行残でございます。

下段、簡易水道事業基金積立は、余剰金見込増により、財源調整として603万4,000円を追加するものでございます。

その下段、受水費、十勝中部広域水道企業団負担金69万7,000円の追加は、歳入で説明させていただきましたが、畑かん導水路工事に伴う水対策として、企業団から水を購入し、提供するための負担金の増額でございます。

歳入歳出が同額となっております。

続きまして、黒ナンバー15、公共下水道事業特別会計補正予算の6ページをお開き願います。

歳入ですが、2款使用料及び手数料の下水道使用料242万6,000円の追加は、業

務用及び大口使用者の使用料が増加したものでございます。

その下段、4款繰入金の一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整で195万3,000円を減額するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

歳出ですが、2款浄化センター維持管理費の需用費、光熱水費71万2,000円の追加は、電気料の支払い分が、北海道電力のシステム変更により、請求方法が変更となり、今年度については、13カ月分の支払いとなるため増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

これから6件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、何点かお聞きをいたします。

52ページ、一般会計。

中札内保育園の保育士、調理師代替賃金の減だとか、保育士賃金の減。

さらには、53ページの子育て支援事業費賃金の減ということです。

いずれにしても、説明では応募がなかったということで減額することについては理解できるのですが、結果として、子どもたちは一定程度いると。

それで、囑託や何か予定していたけども来なかったと。

聞きたいのは、では適正に運営するために、その辺をどうカバーして運営してきたのか。

そこら辺を聞いておきたいなというふうに思います。

それから、61ページの労働雇用対策事業賃金54万5,000円の減額ですが、当初、249万円組んでいたのかな。

減額の要因ということで、実の人数なのか、あるいはまた、仕事の量が減る中で減額したのか。

そこら辺の要因についてお聞きをしたいなというふうに思います。

それとあと、83ページのGIGAスクール構想というのがありますよね。

資料もあるのでですけど、なかなかたくさん資料あって、何を言っているのかなということとちょっと分からないものですから、簡単に言って、この構想についてはこういう構想でやっていくのだよという、あまり詳しく言われると分からないので、そこら辺を教えてくださいたいのと、あと、83ページの学校用コンピューター、あるいは、中学校にも学校コンピューターってありますよね。

ここら辺については、一人1台ということなので、それぞれ何台入って、1台どれぐらい価格が見られるのかなと、見ているのかなという、そこら辺を教えてくださいたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** ご質問のありました保育園の賃金の減、子育て支援の賃金の減の関係です。

適正な保育、どうやって確保したかということですけども、当初より職員数減少していたのは春の当初からでありました。

その段階で、今、年少クラスを、クマ組ですけども、例年2クラス化していたのですが、1クラス化にしました。

幸いではないのですが、人数も年々減少していることもあり、1クラス化にすることで、

職員、若干浮かす形を取っております。

それと、可能な限りパートの職員、出勤回数を増やしていただくなどの対応を取っていただき、何とかやってこれているかなという感じです。

あと、加えまして、上札内保育園、園児が減少傾向にあるということで、週3、4日程度、中札内の方に連れてきまして、中札内の保育と一緒に保育をしたということで、そこでも園児をクラスに入れて、上札内の保育士もこちらの方で対応させるということで運営してきております。

特に支障ですとか、保護者からの声は聞いていないところであります。

**○議長（中井康雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** 61ページ、失業対策費、労働雇用対策事業賃金54万5,000円の減ですが、この要因ですが、この事業、今年度、12月12日から19日まで、13日間実施をしております。

これは例年と同様と事業規模ということになります。

これに参加された方が、今年度19名でありました。

昨年度が25名ということで、今年は参加者が多少減ったということが、この減額の要因であります。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 私の方から、GIGAスクールについて簡単にご説明いたします。

議案資料の30ページをご覧ください。

このGIGAスクール構想につきましては、令和元年度、国の補正予算、年末の国の補正予算で提案されまして、財政支援があることから、各自治体は早期の取り組みをしようとしております。

このGIGAスクール構想の中身ですけれども、まず学校環境の、コンピューター環境の整備遅れていることから、それを進めようということでスタートしています。

そして、この30ページの真ん中の事業概要をご覧くださいなのですが、(1)で、校内の通信ネットワーク整備事業、ネットワーク事業の環境を整備します。

それと(2)で、児童生徒、一人1台の端末の整備事業。

この二つがあります。

そして、国の補助の関係ですけれども、それは次の囲みにあります。

事業スキーム公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金。

これは2分の1の補助です。

そして、(2)の方ですけれども、これは公立学校情報機器整備費補助金ということで、定額の補助で、額は4万5,000円ということになります。

これがパソコンの方になります。

タブレットを想定していますが、これが機器の方になります。

そしてめくっていただいて、34ページをご覧ください。

補助対象機器とございます。

校内LAN整備工事について対象となるのは何かと言いますと、サーバー、ルーター、ハブ、情報コンセント、こちら辺の整備について対象となります。

そのほか、丸の二つ目、電源キャビネット。

パソコン、タブレット等を設置するキャビネット。

これも対象となりますよということです。

予算範囲、算定範囲は下限400万円から上限3,000万円、これは学校単位です。

そして今回、この事業を3月の補正になぜ出したかということもあるのですが、次の35ページの方に、地方財政措置というのがございます。

この中で、令和元年度、補正予算の場合、今回、中札内村が今回提案した場合ですけども、これは、四角見ていただくとおり、国庫補助で2分の1あります。

そして、残りの2分の1についてどうかということなのですが、これについては、学校教育施設等整備事業債を原則として100%充当できると。

ですから、補助残については、起債を100%充当できます。

そして、この起債の60%を交付税措置があるということで。

それで今回、財政措置が有利ですので、提案していることでもあります。

そして来年だとどうなるかというのが下の表になります。

来年だと、この財源が若干ちょっと厳しくなしまして、国庫補助は2分の1です。

そして、起債については、補助が全てではなくて、75%が学校教育施設等整備事業債、財源対策債も15%使えるのですが、一般財源が多少出てきます。

それで今回は、3月補正を提案しています。

これが環境整備の方になります。

そして、37ページ、一人1台端末の方ですけども、一人1台、国の方は渡しますよと言っているのですが、一人1台については2018年から5年間にかけて、地方財政措置として、すでに入っているのもありますよというのがあるのですよね。

今回のGIGAスクール構想は、その分については補助を出しませんよと言っていますので、例えば、中札内村全体の児童生徒100人いるとしたら、33人分はこれまで出している地方財政措置でやりなさい。残りの66人については、今回のGIGAスクール構想に乗って整備を進めるということになります。

そして今回、予算の額の方になるのですが、額の方は、小学校と中学校分けています。

環境が違いますので、82ページの説明欄最下段ですね、情報通信ネットワーク環境施設整備工事、これは環境整備でして、1,035万2,000円かかりますよという形で、この2分の1の517万6,000円が国庫補助。

そして、83ページの学校用コンピューター、これが端末の方になりますので、タブレットを想定しています。

この369万円ですけども、歳入として360万円見えています。

というのは、1台あたり4万5,000円の助成がありますので、この4万5,000円で購入しようとしています。

なぜこんなに低額になるのかと言いますと、北海道全体でパソコン端末を取りまとめて、価格を抑えようという動きがありますので、それに合わせて4万5,000円を予算としています。

割り返しますと82台になります。

82台というのは、一遍にいきなり買うのではなくて、財政的に有利なのですが、最初は小学5、6年生分をこの予算で購入しようとしています。

以降につきましては、また令和2年度、令和3年度という形に小学校はなっていくます。

これは小学校の方です。

そして中学校の方ですけども、84ページの方、説明欄、ちょっと下段の方ですけども、通信ネットワーク環境施設整備工事1,059万3,000円。

これは建物が違いますので、大体同額ですけども、このぐらいかかりますと。

2分の1については、国庫補助、残りは起債充当しますよと。

そして、その下の方にある学校用コンピューター184万5,000円。

これにつきましては、中学校は、今回の分は、中学1年生分を購入しようとしております。

台数は41台分です。4万5,000円掛ける41台分となっています。

残りについては後年度を考えています。

説明は以上となります。

**○議長（中井康雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** いろいろと説明がありましたけども、まだ学校用コンピューターの関係は、中学校は繰越明許になるけども、今回の補正で、1年生に41台の4万5,000円と。

あと、2年生については次年度になるのかな。

3年生については、さらに次年度ということになるのか。

そこら辺の割り振りがどういうことになるのかということと、併せて、小学校についても、先ほどの説明だと、なんか小学5、6年生が今年度ということで、82台の4万5,000円というような、そんな理解の仕方をしたのですが、その次年度については、例えば、3、4年生が何台とかって、そういうものが分かっているとすれば、その辺の計画も教えていただきたいなというふうに思います。

それと、この関係については、恐らく全国一律の考え方で国も出しているというふうに思うんですけども、そのの中札内という理解をすることでいいのかどうかということですね。

併せて、この通信ネットワークということで、非常に理解もしづらいんですけども、要は今まで黒板でいろいろ先生が示しながら学習やったものを、今の時代に合わせたコンピューター化によって教育をしていこうという、なんかそのイメージがわくんですけども、そんなことでいいのかどうかと、併せて、これを教えるということになれば、今のいる先生について、今までの教育の仕方が変わってくると思うのです。

そこら辺の教師を育てる指導体制というのですか。

恐らくここら辺も議論されているのでないのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどういう状況になっていくのか。

その辺も併せて、教えていただきたいなというふうに思います。

それから、61ページの労働雇用対策事業の関係ですけども、去年は25人で今年19人ということで減っているのですが、減ってこういう減額になっているんですけども、特な要因というのか、昨年から比べるとどういう形で人数が減っているのか。

その辺の要因について教えていただきたいなというふうに思います。

それからあと、保育所の関係の賃金の関係ですけども、理由を聞くと、2クラスを1クラスにしたということは分かるんですけども、何組については先生何人いてどうのこうのという基準があると思うんですけども、そういう格好で捉えて1クラスに恐らくなっていると思うのですけどね。

そういう基準を外して、人がいないものだから、基準をオーバーする中で無理やり1クラスにしたのか。

そこら辺の状況をお聞きしたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** まず私の方から。

年度の考え方ですけども、今回の補正で提案しているのは先ほど説明したとおりですけども、今後について、今現在での考え方についてご説明いたします。

今現在につきましては、翌年度に中学2年生、3年生分。

台数は不確定ですので、今現在ちょっとはっきりした数字はお答えできません。

そして、次の年に小学校3年生、4年生分。

そして、最終年に小学校1年生、2年生の端末整備を考えております。

通信ネットワークの整備については、LAN回線を整備する形、学校内にLAN回線を整備する形になります。

活用につきましては、タブレットを想定していますので、そこに固定したような形でなくて、持ち歩いてでも使えるし、いろんな授業にも使えるというふうにしています。

そして教職員につきましては、研修等を行っています。

今、プログラミング教育というものを取り組んでいかなければなりませんので、小学校においては、教職員のそのプログラミングの研修を行っていますし、この関係については、これからもそのような形で教職員の研修というのは出てくるかと思っております。

**○議長（中井康雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** 労働雇用対策事業の参加者の減少の要因ということですが、この労働雇用対策事業、対象者が村内に居住している季節労働者で失業中の方ということになっています。

私たち担当では、具体的な要因というのはまだきっちり把握はできていないのですが、いわゆるこの対象となる方が減っているというような考え方は持っています。

失業中の方に対して労働を提供していくととても必要な事業だというふうに、私たち考えていますので、今後、その仕事の中身、今は雑木処理等をやっているのですが、もっと参加しやすい中身も工夫していけたらなというふうには考えているところであります。

**○議長（中井康雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 保育士の配置基準を壊してまで1クラス化したかというご質問だったかと思うのですが、無理やり1クラス化したわけではございません。

現状と申しますか、春先で3歳児、年少児は21名でした。

配置基準としては、園児20名当たり保育士1名以上を配置する。

これが基準です。

ただ、うちの保育園の場合は、パート含めて、1クラスですけども4名配置して保育に当たっておりますので、全然問題はないかと思えます。

**○議長（中井康雄君）** それでは、ほかに質疑ございますか。

6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 88ページ。

文化創造センター管理でボイラーの更新工事ということで4,290万円という形で計上されています。

説明の中で、ボイラーは25年を経過しているというようなお話でありました。

この間、時期的に、先ほどのお話もありましたように、新しいピアノも入ったり、あるいは、文化創造センターが使用できなくなるような、この工事のために使用できなくなるような期間。

あるいは、利用者にとっての影響を与えるような期間。

これらについて、どんな形で村民の皆さまに周知されるのかを含めて、お話をお伺いしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** これまで文化創造センターのボイラーにつきましては、今お話あったとおり、多少故障があっても修理をしながら使ってきました。

それで、今回、年末年始と2回ちょっと故障がありまして、もう説明したとおり、製造部品がないということもありまして、今回いたします。

今回出したという意味なのですが、船田議員が心配する、今一番住民が影響ない時期に取替えを行いたいと。

冬になれば当然暖房に使います。

夏になれば冷房等に使います。

今回、発注したら4カ月ぐらいかかると言いますので、今すぐ発注すれば、4、5、6、7月と割と暑くなる前に設置が完了になるかなと思って今回提案しています。

そういうことで住民には迷惑を与えない、使用できない期間はないような形で進めたいと考えております。

**○議長（中井康雄君）** 6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 分かりました。

もう1件、関連してご質問させていただきますが、この議案関係資料の中で、文化創造センターボイラー更新工事設計書という形で、大まかな形で資料が添付されてあります。

実は、議案書の88ページの中に、ボイラー更新工事ということで、ボイラー更新するために4、290万円かかるのかなと思って、また改めて目を通させてもらいました。

そうしますと、配管工事等を含めて一切適切ということですね。

事前に設計依頼をして確認をされて、この事業費になったのだろうというふうに理解できますが、目に見えない部分、床上、床下、壁、これらが全部見られていると思えないのですね。

開けてみないと分からない部分がかかり出てきます。

追加工事等も改めて出てくるのではなかろうかなというようなことを思いました。

これは上限ですか、この金額は。

それとも、まだこの後見えない部分が出てきたときに、工事期間が長くなったり、改めて再設計する設計費用、もしくは、ボイラー工事費の増額等々について、その辺の絡みについてお伺いをしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 今回の予算計上に当たりましては、今、文化創造センターのボイラーを保守点検している業者において見積をさせていただきました。

船田議員おっしゃるとおり、見えない部分というのはこれから実際発生する可能性も確かにあります。

その辺は、これから発注は入札になりますので、十分協議しながら、そのようなことはないような形で進めたいと思っています。

今お答えできるのは、そのようなことしかないと思っております。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 一般会計の方で3点ほどお聞きします。

まず歳入の方で、15ページなのですが、自動車取得税交付金で457万5,000

0円とかなり大きく減少しているのですけれども、先ほど説明があったように、昨年の10月に名称が変わって、環境性能割交付金に変わったということで、31ページの方で、環境性能割交付金で200万円ほどは入ってきているのですけれども、それにしても、当初1,500万円ほどこの自動車取得税で見ていたわけですが、環境性能割で200万円入ったとして1,200万円ということになり減ということになるのですけれども、これについては、今後、国の補正等で、また、3月以降にも入ってくるような可能性があるのかこないのか。

ちょっとその辺を教えてくださいと思います。

2点目といたしましては、41ページの戸籍住民費で、個人番号カード等交付事務負担金として62万1,000円の補正追加がされているのですけれども、これ当初、38万6,000円ほど見ていたのですけれども、結構伸びているということは、個人番号、マイナンバーカードの発行枚数が増えているのが要因なのか、それとも何か違う要因があつての追加補正なのか。

その点を教えてくださいと思います。

続きまして、56ページの狂犬病予防対策費のエキノコックス対策検査等委託料、三角の58万1,000円となっているのですけれども、これも当初予算147万円ほど見ていたのですけれども、そこまでかからなかったようでありまして、執行状況報告によりまして、エキノコックスの駆虫薬の散布によって、かなり感染率が半減したと。

そしてまた、虫卵幼生等も19.3%から3.2%とかなり激減をしたという報告がございました。

それから見ますと、この駆虫薬の散布については、かなり効果が見込まれるのかなというふうには思っているところがございますけれども、そこで、この散布に当たりまして、この散布の範囲と言いましょか、ほとんど村内の農村部の村道の路肩に散布をされたのか。

それとも、一部路線を決められて、限られた範囲での散布だったのか。

その辺をちょっと教えてくださいと思います。

あと、この予算についてもかなり、58万円ほど余ったということなのですけれども、確か当初、業者委託という形だったような気がするのですけれども、その辺、なぜこのような予算が余ってきたのか。

検査対象が減ったとか、何か違った要因があるのであれば、その辺についても教えてくださいと思います。

以上、3点お願いします。

**○議長（中井康雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** それでは、まず1点目、個人番号カード等交付事務負担金、これの62万1,000円の増ですけれども、マイナンバーカード発行に係る事務費ということになりますので、今年度、令和2年2月17日現在、発行枚数が61枚になっております。

30年度末には30枚でしたので、今年度、昨年度よりすでに2倍の発行があるということで、これに係る事務費が増えたということでもあります。

2点目、エキノコックスの委託料ですが、まず、この58万1,000円の減額の要因ですが、まず、中札内の散布をする距離に応じて、まず、当初、計画では月に4,000個の駆虫薬を散布する予定で契約をいたしました。

業者、散布前の検査等実施をしていただいて、月に1,000個で十分足りるというよ

うなことで、途中で契約変更をしております。

その分の減額になります。

それから、散布をしている地域ですが、中札内市街地には散布はしていませんが、中札内、大体農村部全般に散布をしているところであります。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 自動車取得税に変わる環境割の交付金の関係でございます。

これは昨年の10月に消費税の増税とともにできた交付金になるものですが、この金額については、新しい事業なので、今の見込みで入れております。

ですから、一体幾ら入ってくるかということ、今のところ確実な数字ということでは、今、入れさせていただいているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** マイナンバーカードについては、昨年から見ると倍ぐらいの発行枚数ということで、今までそんな多くなかったのですが、なぜ、今回このように大きく伸びたのか。

何かその辺、要因が分かるのであれば教えていただきたいと思います。

今度国の方でポイントが付くとか何かそういった情報等も入っているのか。

その辺、何か大きく伸びた要因があれば、察するところがあれば教えていただきたいと思います。

あと、駆虫薬ですけれども、最初4,000個ほど散布する予定だったのが、1回に1,000個で間に合ったということで、かなり予算が余ったということですが、この駆虫薬ですけれども、1回撒いたらどのぐらいこの薬の効果があるのか。

執行状況報告では、5月から10月までと書いてあったので、5、6回撒いたのかなと思うのですが、やっぱり1月に1回ぐらい撒いていかないと効果がなくなるのか。

その辺もし分かれば教えていただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 個人番号カードの発行枚数の増加の要因でございますが、絶対そうだというふうにはちょっと言い切れないところはあるのですが、今、役場の職員の共済、医療保険共済加入しているのですが、共済組合の方で、その保険証をマイナンバーカードと共有化するという話が出てきています。

今そうなっているわけではないのです。

ただ、そうなってくると、マイナンバーカードを発行していないと、共済のその保険証自体が切り替わる時に、先にマイナンバーカード自体を交付しておいてもらってくれっという指導というか通達が入っています。

そのことを受けて、役場職員が率先してと言いますか、変更に向けてマイナンバーカードの申請を行ったことも要因の一つになるのではないかと。

家族も含めてなのですけど。

すべてがという意味ではございません。

**○議長（中井康雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** エキノコックスの駆虫薬の散布ですが、毎月、約1,000個散布をしております。

5月から10月まで、毎月1回、計6回ですので6,000個の駆虫薬を散布しております。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 毎月1回ということは、1カ月ぐらいしかその薬の効果はないということですかね。

○議長（中井康雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 駆虫薬の効果になります。

この駆虫薬が、いわゆる虫下しの薬で、それを散布してもキツネはなかなか食べてもらえませんが、魚のすり身をまわりに付けて、これを散布しております。

キツネがその匂いに誘われて駆虫薬を食べるということになります。

この駆虫薬ですので、薬自体は多分ずっと有効だというふうに思いますが、そのキツネに食べてもらうための魚のすり身、これがやはり1月経てば当然匂いも出ませんし、そういう意味で、毎月新たに同じ場所に駆虫薬を散布しているところです。

キツネの方もさすがに、一度おいしいということが分かれば、また食べるという形になっているかと思えます。

お答えになっているでしょうか。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

ないようでしたら、これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、令和元年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号、令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日4日から9日までの6日間は、議事日程の都合により休会し、10日は午前10時から本会議を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日4日から9日までの6日間は休会し、10日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 4時03分